

令和5年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和5年9月7日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

5番 原田健資

会議録署名議員

3番 野口加代子 4番 竹内政幸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 住友勝次	土成支所長 鈴田直城
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 相原繁喜

監査事務局長 坂 東 明

会計管理者 川 人 啓 二

水道部次長 吉 成 永 吾

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 既に配付をいたしております議案について、理事者より一部差し替えの申出がありましたので、説明を求めたいと思います。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） おはようございます。

私のほうから、提出議案第49号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について、訂正をお願いさせていただきます。

訂正は、47ページの、地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額を179億1,431万1,000円から181億4,971万1,000円に訂正をお願いさせていただきますので、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ原田定信君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ原田定信君。

○19番（原田定信君） おはようございます。

朝はめっきり涼しくなってきました。第3回の定例会、志政クラブ原田定信でございます。会派の代表して質問をさせていただきます。

今回、特に、新ごみ処理施設、特にその部分についてを前段お伺いしたいというふうに思っております。

それより前に、1日の日に配布されてきた広報あわを見ましたところ、いよいよ本市に

おいても人口が3万4,960人、前回よりか72人、減少しております。いよいよ3万5,000人を切ったというふうな情勢でなかろうかというふうに思います。

そうした中で、今、行政は進んでおるわけでございますけれども、あらゆる面についての、一番基本的に、皆心配されておる、市民の心配されておる一番大きな問題っていうのは、新ごみ施設の建設計画についてでございます。市民の中には、本当にできるんでっていうな声もありますし、果たしてそれがどのように進んでいくのかっていうふうなことも含めまして、そのことについてまずお伺いしたいと思うんです。

ご案内のように、令和4年11月に入札会が行われました。残念ながら応募はなく、不調に終わりました。これご案内のとおりです。そこらの部分についても反省もあろうし、将来にわたる計画も、恐らく改善点もあろうかというふうに思うんですけれども、今まずお聞きしたいのは、着工までの行程プラン、どのように着工に至るまでを過ごしていくかということについて、まず基本的にお聞きしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設着工までのプロセスはの1点目、着工までの行程プランはについて答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設建設事業につきましては、平成30年8月2日に、阿波市、板野町、上板町で構成する新ごみ処理施設整備検討会を発足し、検討を開始いたしました。令和元年12月25日には、中央広域環境施設組合議会全員協議会におきまして、処理方式を燃料化方式に決定されました。その後、建設候補地の公募を実施し、複数の候補地の中から検討会を複数回開催し、令和3年3月26日開催の組合議会において、阿波町東長峰を最有力候補地として報告され、令和3年4月からは、候補地周辺の自治会に処理方式等の説明会を開催し、希望者には先進地視察にもご参加いただきました。令和4年2月には、中央広域環境施設組合にて、事業方式を公設民営、DBO方式の採用を決定し、事業推進を行ってまいりました。そして、令和4年10月、総合評価一般競争入札により事業者の募集を行ったところ、結果として参加を申し出た事業者がありませんでした。今後、速やかに、本市、板野町、上板町の1市2町で対応方針を検討、調整し、組合議会や1市2町の議会にお示しした上で、早期に施設建設に進めるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） まず、お聞きします。

私は未来のことについて、これからの行程プランについてお聞きしたわけですが、お答えいただいたのは歴史についてお答えをいただきました。将来のことが一言も含まれていないのは非常に残念ですが、これちょっと致し方ないのかなあというふうなこと、この問題についてのことを思います。そのことについて、地域の方に約束しとる、2025年8月に供用開始を見るという新施設、この約束に沿うた中でこのことは実行できますか、どうですか、お聞かせください。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 志政クラブ原田定信議員からの2025年ですか、7月の期限までにといいますか、新しい施設が完成できるのかと、新しい施設は完成できるのかというふうなお尋ねでございます。

私どもといたしましては、現時点におきまして、その期限に間に合うよう一生懸命努力をしていくということでございます。そういうお答えでご理解をいただきたい、このように考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、安丸副市長にお答えをいただきましたけれど、この部分の質問になると、大変理事者の方は答えづらい、答えにくい面も、私、多々あるかと思えます。それも克服しながらやっていかなければ、やっぱりこれから市民の理解が得られにくいだらうっていう部分は感じるんですね。それと、いつも思うんですけれども、市長の立て看板、町田さんの立て看板の中に、みんなでスクラムっていうことも入ってる。特にこの問題については、理事者はもとより、議会も、また市民も含めてスクラムを組んでやっていって、一番いい最大公約数を見つけなければならないというふうなことを、私はつくづく認識をしております。

そうした中で、一番、私、危惧するのは、令和4年11月に行われた入札の参加ができなかった、応募がなかったということについて、特にこの部分については、私は皆が危惧すると思うんで。何でなんだっていうふうなことが言われます。ここに来て言葉が出てきたのが、当時言われておったのは、公設の民営なんですよ。公が、いわゆる行政が施設を作って、民間で営業する。できたコンポストについては、それを最終的に焼却する企業のとこまで送っていく、そこまでが入札に入るだけの大きな条件だったと思うんですけれども、当時の状況ではその部分が達成されない、できたコンポストを持っていくだけの土

壤ができていない。ならば、作ったものをそのまま堆積していつまでも積んでいかなければならないような状況を考えたときに、私は企業は応募できないだろうと当然思いますよ。ほんで、ここに来て、私は不調に終わった最大の原因はそれだと思います。作ったものを持っていくめどがないのに、それに参画してうちがやりますという企業はないと思います。しかし、今回求めるのは、公営、公設で公営、いわゆる公が全部取り仕切って、最後まで責務を公共が見るという形で、大きく私は前進、入札に関しては前進したんじゃないかな。さすれば、恐らく私は、入札はあるでしょう、恐らく。そのことを、今私はしっかりと認識して、検証していかなければ、将来にわたって、阿波市の100年の計に立って、このことについて市民を裏切るような行政であってはとてじゃない、それは私としても容認できない。その部分について、私は特に懸念を抱いておるところでございます。

新しい、ここに来て質問は、それも含めて、この質問の中で、私は今2問目に移りましたけれども、今日までの燃料化方式での計画遂行をどのように考えているのか、このことについて改めてこれからの計画、今ここで市民に約束できること、それも含めてご回答ください。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 志政クラブ原田定信議員からは、2問目の1点目、新ごみ処理施設工法である燃料化方式での計画遂行をどのように考えているのかというご質問をいただいております。

新ごみ処理施設の処理方法につきましては、本市、板野町、上板町で構成をいたします、新ごみ処理施設整備検討委員会において協議を重ねてまいりました。この検討会では、新ごみ処理施設の処理方式を検討するに当たり、まず安全・安心な施設であること、次に環境に優しい施設であること、そして経済性に優れた施設であること、さらには循環型社会の形成、推進に寄与する施設であることの4つの基本方針に基づき、環境保全性、安全性、経済性など7つの観点から28にわたる詳細な評価項目を、国内で導入されております14の処理方式について協議を重ね、比較検討したところ、燃料化方式が最も適した処理方式であると判断をいたしましたところでございます。

この結果を受けまして、令和元年12月25日に開催の、中央広域環境施設組合議員全員協議会で、燃料化方式の採用が決定されたところでもあり、周辺自治会の皆様方にも、燃料化方式を前提とした施設建設につきまして繰り返し説明をさせていただき、一定のご

理解をいただいているものと認識をさせていただいてるところでございます。

また、燃料化方式の懸案であります固形燃料の受入先につきましてもめどがついていることから、維持管理費における経済性や、国の掲げるカーボンニュートラルの実現による温室効果ガス削減が見込まれることなど、環境面でも優れていると同時に考えております。さらに、昨今のエネルギー価格の高騰を勘案いたしますと、燃やさない方式であります燃料化方式が最も優れた処理方法であると、このように考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、副市長に答弁いただいたんですけども、一番懸念するのは、この事業が、私は恐らく今回は参画する企業はあるでしょう、恐らく。なぜなら、公設公営なんですから、恐らく建設に当たっては大きな金額がかかってくる、そういうふうな部分が含まれておりますので、私は入札は恐らく成功すると思う。そうした中で、私はこの事業費についても、幾らぐらいの事業費がかかるのか、そのめどをまず立てておられるのかどうか。これ幾らでも打ち出の小づちみたいに、この行政、振れば振るほどお金が出るっちゃう行政じゃあないですよ。つい最近でも、吉野川市においては、起工式が終わったその事業について、吉野川市においては、1日42トンの処理能力を備えた中で、事業費が48億4,000万円、今開かれている吉野川市議会においても、JVのほうから、企業体のほうから、賃金や物価の変動につき請負代金の変更はできるとする約款に基づいて事業費の上乗せが出てきておる。非常に高騰しておる事業費の中で、阿波市がこれどこまで負担ができるのか、どこまで払っていけるだけの、払えるだけの能力が、この町に私はあるのだろうかということ非常に疑問に思っております。際限なく予算を組まないかんのかどうなのか。ご案内のように、この阿波市の行政じゃない、中央広域環境施設組合のところで、組合議会で運営することですから、そのことについては、今、25年ですかね、吉野川市は撤退するので、阿波市と上板、板野、この3町で賄っていけばいいんだけど、それが賄い切れる状況にあるのだろうか、どうだろうか。

それと、もう一つ懸念するのは、例えばこれでできたコンポストですね、トンネルコンポスト方式なんで、できたこの搬入先がしっかり確約できるのかどうか。これは、どこにどうやって持って行って処理できるのかっていう大きなハードルもありますよ。――

――、――、――、――、――

一。——（82字取り消し）、例えば当初の中で、じゃあ、分かりました、1トン100円で買ひましょう、1000円で買ひましょうという約束はできて、これはスタートを切って進んでいくとしても、2年、3年たったときに、この火力の弱さでは非常に燃料としては受け入れ難い。それなら、少なくとも1トンに1万円乗せてくれ、1トンに1万5,000円乗せてくれという新たな契約が結ばれてくるような、そういうふうな形ものまざるを得ないでないかなっていうなことを非常に思います。そのことについて、出来上がったコンポストについて搬入先、売渡先と言ったほうがいいんですかね、その部分についてどのような確証、確信が持てておるのか、その部分について頼めるところの観点、お聞かせください。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 原田定信議員のご質問に対しまして、先ほどの答弁などから、この固形燃料の引取り先といたしますか、処分先というふうなものは、めどがついたというふうに、私、答弁をさせていただいております。具体的に、私のほうから、どここの場所でこの処理をいただけるかというふうなことは控えさせていただきましても、現時点におきましては、本市が計画している固形燃料、これの処分は量として確保できているという状況でございます。ただ、確かに、今後15年、20年先を見据えて、そういったことをより確実性の高いものとするには、やはり受入先の場所の数を増やしていくと、1か所であるものを、2か所、3か所、4か所とこのように増やすことによって、より安定的な処分というふうなものについて努めてまいりたい、このような方針でおります。現時点では1か所というふうなことでお答えをさせていただきますけれども、供用開始までには、そういった形の中で、何か所かのそういった処分地というふうなものを確保したい、こういうふうなことによって安定的な処分というふうなことを動かしてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 行政が、私はこの事業を進めていく中で、大変弱い立場に立たされはしないかなあっていうことを一番懸念するんですね。先ほど言ったように、当初はある程度のお金を乗せた中で買うてくれる約束はされとったとしても、将来的にもう火力が弱いつていう致命傷があるわけですよ、火力が足りないっちゃう。そのときのことを

思っ、これ以上これを進めるのであるならば、それに対して、搬入するコンポストについて何ぼ乗せてくれっていうふうな、そういうふうなことがないというまで、契約で私はうたわれるのかどうだろうかという事も非常に懸念します、そのことについてはね。担当部長にしても、副市長にしても、答弁は私は大変だろうと思います、これからのことを考えたらね。私が特に思うたのは、何で今の溶融炉でいかなんだんだろうなっていう、これ一般の市民はほとんどそう思ってますよ、何でいかなんだんだろうなと。地元の人にもお願いをして、何か理解してやってくれたらよかったのになあっちゅう声はたくさん聞きます、そのことについてはね。だけど、それはもうそれとして仕方がないとしても、確かに組合議会なり、本市の議会に対しても、いろんなご提案をされました。教えてもいただきました。その当時のことをひもといてみると、新たに建設する事業費が37億円余り、そしてそれからできてきたコンポストについては、これは企業が買上げしてくれるという、本当においしい話ばかり聞かされましたよ、それは。それなら別に問題ないじゃないか。ところが、時代の流れで、石油関係のこういった、本当に天井知らずの値、4月の頃には値上がり、いろんなあらゆることで資材が本当に高騰してしまった。37億円で計画したのが、70億円でできんなあ、もしかしたら100億円近くいくんじゃないかっていうところまで言われてるんですよ、このことについて。

現に、先ほど申し上げた吉野川市にしても、42億円余りで計画したこの事業費が、これとてJVのほうから、約定の中に織り込まれておる、高騰の折については単価の修正ができるっていう文を引用して、恐らくこれとて2割や3割のアップが見込まれると。仕事に携わる市民もおらない、職員もおらなければ、あらゆる財力が、鉄をはじめとするあらゆる材料が、本当にうなぎ登りに高騰しておる。これとて克服せなあかんわけですよ。そこらを考えてときに、やっぱり私は市民に対してどのように説明を今後していくのだからかなということの大変さを、特に私は今感じております。

この部分で、最後に市長にお聞きしたいんですよ。あらゆることを推測して、これから出てくる特別委員会も今回設置されるようになりました。私は、相当厳しい特別委員会になるんでないかと思えますよ。もっと我々として勉強していくんですから、そこらの部分っていうのが、理事者のほうのご意見なり要望になっていく。そうした中で、市長にして、あえて今の燃料化方式、トンネルコンポスト方式っていうものを、これからも強力に推進していかれるのか、それとも立ち止まることもあるのか、市長においては。違う方法を模索することも考えれるんですか、それともどうしてもこれで突っ切って走りますか、どう

しますかという部分のことを、市長に、最後の質問でこの部分お聞きします。ご回答ください。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の2問目です、2問目の再問ですね。

新しい工法を探る考えはについて答弁をさせていただきます。

これにつきましては、ちょっと外れるんですけど、私も今年度の4月24日より阿波市長を拝命いたしまして、その当時にいろんな報道に対しましてでも、9月議会において、まあ9月議会とは言ってないんですが、9月において最善の方法を発表するというのを申しております。それを、明言したことを実行するというので、答えとしては、平成30年8月に、各1市2町の副長とかレベルに、副長とか担当課長レベルで、新ごみ処理施設の検討会っていうのを立ち上げております。そういった中から、もう先月ですかね、ちょうどもう5年、5年っていいですか、5年が来たということで、当時私もその検討会の中に入って、専門的な知識はないんですが、いろんなことを決定していた中のメンバーの一人でございます。

答えとしては、議員から新しい工法を探る考えはということでございますが、現有施設に、今の候補地の現有施設に、燃料化方式で……。事業方式につきましては、公設民営で不調に終わって、公設公営ということに替えていきたいと、私、個人の考えでは思っております。それに至るまでには、予算の確保とか組合議会、そしてこのたび市議会のほうでも特別委員会をつくっていただきまして、ご支援をいただけるということは非常にありがたいと思っております。そういった中で、先ほど原田定信議員の言われました、事業方式の公設民営方式の変更と言いましても、私の考えでございますが、これから手順を踏んでいくんですけど。不調の原因として、実際に一般公募入札の中に応札業者がいなかったということは、直接業者に聞く、誰に聞くんだというところに至るので、専門的なコンサルと推定をいたしまして、最近の急激な物価高騰によって、資材、燃料費の高騰、また円安、それによって、たしか公募したときには、整備事業費が約ですけど73億円、そして20年間で、4億9,500万円の20年間で99億円ということで、特に維持管理に関しては、4億9,500万円の中で1年間全てやりなさいよというようなことで。ただし書としては、いろんな情勢によって協議はしますよと入れておりましたが、これ利用者側からしたら、非常に文で書いとるもんですから、どんな協議をするんだって、先ほど議員申されま

した、吉野川市がこれから協議を始めていって、年明けまでに両方の主張をして、どっかで変更額を決めるというようなことをございますが、こういったことが明確であったということで。公設公営にすることによって、そこらの経常的な経費を、今の施設も、稼働しとる施設もそうですが、電気代とか燃料費とかは一組のほうで負担して、専門的な分野を業務委託するといった方法で、公設公営っていうのが一番業者も参入しやすく、そして市民に対しても、公設民営よりも公設公営のほうが、行政が全て担うようなことで安心感も生まれてくるということで、今、思っております。

それと、先ほど搬入先の話をございますが、やはりSDGsとか、CO<sub>2</sub>削減、廃プラ法も変わったりいろんな中で、炉をつくる、施設をつくる企業ですね、大きな資本を持つてる会社の中では、名前はあえて申しませんが、数社そういった有償で廃掃法上ですね、を受け入れてる業者は複数ございます。そういったことで、愛媛県の業者だけでなく、複数の業者と、こういった状態でございますので、交渉を密にするということではできませんが、そういったことで複数確保できると。

それと、もう一点の観点は、1社だけに搬出するというものであったら、1社の相手側の会社に事故等があったときには、やはりリスク管理の観点から複数搬入先を押さえておくということが重要であるとも考えております。

こういったことで、民営によって、民営によるコストは、公設民営から公設公営に手法を変えることによって、整備費は変わりませんが、先ほど原田定信議員が整備費の話もしておりましたが、この73億円っていう総額でなくて、私も長いこと財政に携わってきたので、結局市の負担は幾らいるんだということの中で、ほの73億円の中には、交付金も、国の交付金も3分の1使えます。そして、それを引いた残りに90%の清掃債を活用して、50%の交付税算入があると、その残ったお金が税金で払うお金でないかということで検証もしておるわけをございます。

そういった中と、一番肝腎なのは、この20年間の維持管理費ですね。維持管理費は、やはり4億9,500万円で不調になったときの数字っていうのは、今2市2町で負担金を2025年1月までは受けると思うんですよね。たしかこれ推定で言うたら駄目ですけど、10億円から16億円の負担金を、2市2町で中央広域環境施設組合の歳入として受け取ると思うんですよね。吉野川市のほうが、2025年1月で脱退するというので、6億円から7億円の、年間いろんな補修とかにお金が要る場合は負担金の増減がございますが、吉野川市の負担金の分が6億円、7億円あると思うんですよね。だから、こういっ

た分が、1市2町のほうに転嫁してくるという考え方で、これも仮の話で言うんですけど、仮の話で言いましたら、それを継続、今の施設の継続ということになりましたら、この7億円のお金を1市2町で負担したら、7億円の処理料とかいろんな計算をしたら、6割、4億円を阿波市が20年間負っていくというような答えになってきます。これ1年でなくてずうっと負っていくということで。また、燃料化方式での計算においては、キロ5万円のところが7割ぐらいということで、維持管理のほうが5億円ぐらいでできるというようなことを、入札を不調になるまでは言ってきたんですけど、コストに関しては、増減はあるものの、そこいらを維持しながらしていくことで、その転嫁分の負担金の額を急激に上げないというか、まさに逆に言えば下がってくるということで計算しております。

いろいろと申しましたが、答えといたしましては、今の候補地において燃料化方式で事業を速やかに進めていきたいということで、特別委員会にもそういうことをお願いして、またあとの構成町の2町におきましても十分説明させていただきまして、検討会、組合議会を通じまして早急に事業の建設を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 市長には、るる今のお考えを聞かせていただきました。

ついここ1日、2日の新聞を見てましても、ほかの町もこの方式を取ろうかとしておるところもあるようです。決してほかの町がするからといって、心強いもんでも私はないと思うんですけども。やはりこの方式、考えなければならないのは、供用開始を見た後でいろんな問題が出てこないか、その問題のために大きなハードルを越さなければならないような事態を起こされへんかというふうなことを、特に私は思います。特別委員会もこれ発足することですから、このことについて市長とはいろんな意味の協議を重ねていきたいというふうに思っております。最終的には、出来上がったコンポスト、これがどのように流れていくんか、どのように処理ができるのかっていうところが、私は大きな一つの問題点でなかろうかっていうふうに認識をしておりますので、今後ともこの問題についてはまだまだ協議が続いていくものと思います。市長に対してのご回答をいただきました。これからも皆さんとともに、まさにみんなでスクラム、一所懸命この解決に向けて私も頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。3番、4番、5番、あと3点ありますけれども、

これはさきの6月議会で質問させていただいたことです。この質問の中で、やはりどのようにこれを捉えていってくれてるのか、あえてそこらの検証をしたいというふうに思います。

津田川島線の奈良坂大門間、この道路でございます。前回、6月にも述べたように、この阿波市の庁舎につながる非常に重要な、私は道路だというふうに位置づけしております。そのことについて、皆さんがそのように思うのは、私は同じでございます。と申しますのも、朝の通勤時、恐らくは大俣の方、阿波町北分の方、特にわざわざあの道を避けて、金清のほうに回って北からこっちに下りてくるちゅう道を選択しておる。何でかったら、道幅が非常に狭いし、中学生の通学道路でもあるし、いろんなことを懸念されてのことと思うんです。そのことについて、この前、この質問の後、建設課においてはいろんな働きかけを各方面にさせていただいております。その件について、部長のほうからお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の3問目、津田川島線についての1点目、県道津田川島線奈良坂大門間について、県の対応はについて答弁させていただきます。

議員お話しの奈良坂大門間につきましては、市場町尾開字八坂から日吉までの約460メートル区間であり、現在、県道として管理されております。当該区間につきましては通学路であることに加え、朝夕の通勤時間帯には車両と自転車が行き交い、一部通行に支障を来していることを踏まえ、安全対策として、待避所の新設を本市から県に要望しております。一方、地域からは、抜本的な改善の要望もあると伺っており、議員申されましたとおり、さきの令和5年第2回定例会では、議員からも、県道から市道に移管を求め、市の対応を進めるべきとのご意見をいただいたところであります。

こうしたことから、まずは市道への移管について、県東部県土整備局吉野川庁舎と協議を開始したところであり、当該区間のみではなく、県道として管理する尾開字八坂から主要地方道鳴門池田線に接続する香美字原田までを対象に協議を進めていることとしております。県道から市道への移管については、協議が調った後においても、官民境界の所在を含めた道路区域の確定、舗装や側溝等の損傷箇所の修繕など、県において対応していただく必要もあり、実際の移管までには一定の期間を要すると考えております。引き続き、県東部県土整備局吉野川庁舎と協議を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 1点再問をさせていただこうと思うんです。

というのが、地元は非常に熱い思いでこの道路改良を期待しておるところでございます。一番いいのは、やはり市道に払下げされるっていうことなんでしょうけども、今、部長が答弁された、実際の移管までには一定の期間を要すると考えておりますという、この一定というのはどのぐらいの歳月と申しますか、日時を要するというふうにお考えか、部長、お聞かせください。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の3問目、津田川島線についての再問について答弁させていただきます。

県と協議を進める道路移管の手続は、先ほども申し上げたとおり、移管を受ける道路区域の確定、官民境界の確認、舗装、修繕などの安全対策など様々な条件を整理する必要があります。また、県と本市の間で移管条件が整った場合においても、県に対応していただくのにある程度一定の時間が必要となることから、まずは移管手続が達成できるよう、県東部県土整備局吉野川庁舎と連携を密にして、引き続き調整を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今の、部長、私のほうでお聞きしたのは、一定の期間っていうのはどれぐらいの時間、日にちを要すると、部長の感覚で思われているのかっていうことをお聞きしたつもりなんですけど、その点についてのご回答をいただいております。どれぐらいの期間がかかりますかっていうことをご回答いただきたいと思うんです。

それと市長にもお聞きしたいんです。ついせんだって、後藤田知事と接見されたと思うんですけども、県に対しての、県道及びこれは県道に係るインフラ整備の中で、ぜひ市としての、要するに優先順位を決めてくれというふうなことが言われたように、私お聞きしております。この道について、私は前段申し上げますように、まさに阿波市を象徴する道路なんですよ、この道は。あらゆる県道に関しての要望は、この議会でも皆さん議員からたくさん出ております、分かります、それは。しかし、この道っていうのは、スマートインターも間もなくできるし、これができたときに皆さんが通られて、香川県から来る

人、そしてまた大俣から、また阿波町から、美馬市から来る人が、みんな北方の人がみんな通る道なんです。ぜひこれは阿波市の看板になるような、私は道路でないか。阿波市はさすが市役所の道やなあ、やっぱりいい道しとるなって言われるような、私はぜひそんな道にしてもらいたいな。ましてここは行政へ行かれる人の道だし、皆が集う産業道路でもあるし、何よりも通学道路なんですよ。ここらのところを最優先に考えていただいて、問題が発生しないように、事故が起きないうちに何とか改善してもらいたいなあというように、市長についてはその点をお聞かせ願いたい。部長については、前段申しました、一定の期間っちゅうことは何日ぐらい、何か月ぐらいを思ってますか、そのことについてお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 原田定信議員の再々問についてお答えさせていただきます。

移管についての期間のお話になるんですが、今県と移管についての協議を始めたところでありまして、今後この内容について詰めていく必要がありますので、時間的なことはここで申し上げることはなかなかできないところがありますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の再々問なんですかね、ここで、について答弁させていただきます。

原田定信議員も言われましたように、後藤田知事には、知事室において、この道路についての要望といいますか、話合いをしてまいりました。知事の受け止め方といたしましては、この道路については、通学道路にもなる、通勤道路にもなる、それとまた、仮称でございしますが、阿波スマートインターチェンジの関連した道路にもなると、そういったことを踏まえて、いろんな活性化とか、日常の生活とか、いろんな多目的な役割を担っておりますので、そこいらのところを、議員申されたように、吉野川市、美馬市、いろんな関連する部分との協議もしていただきたいと。それと、阿波市におきましても、原田定信議員申されましたが、優先順位っていうのと、県と市の移管に至るんであれば、その役割分担を県土整備局等に対しまして、そこいらの詳細なところを詰めて、再度お聞きしたいということであって、知事の発言としては、かなり前向きなお言葉をもらえたと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 市長にもご答弁いただきました。この区間については、やはりこれぜひとも阿波市の看板になるような道路なんですから、一日も早い、また市長においては、これ単年度でせえとか、2年でせえとかというなことを決して思ってません。これについては、取り組んでいく姿勢を見せてほしい。ということは、まず優先順位を上げていただいて、ほかの議員からの要望箇所もたくさんありますよ、それは。しかし、そういうような意味合いから、ぜひ今後においては一日も早いあの部分の改良ができるように、建設課、また市長サイドの前向きな取組を、特にお願いをしておきたいと思います。

4点目に入ります。

4点目の質問は、支所の今後の運営についてでございます。

いろんな、私、考え方があると思うんです。支所については、確かに利便性はいいんですよ、支所については。これは、私は支所の在り方をどうのこうの言うつもりはさらさらございません。ただ、この支所について、一般財源で1億6,000万円も年々投下する、またこれも右肩上がりに上がっていくような、そういうふうな考え方はいかなものかというふうなことを、特にこの前の第2回の定例会で申し上げました。やはり先ほど前段申し上げたように、本当に私の町の、みんなの町の人口も3万5,000を切った時代が来ました。いよいよこれから私は財政的には冬の時代に入っていく、もう秋口が来たなというふうなことをつくづく思っているのを、それ私だけではないと思います、皆さん思っていることなんで。その中で、どの予算が削れるだろうかなといえ、私はこの支所にあると思うんです。確かに仕事はたくさんしとるんですよ。それは分かるんです、仕事をしてないとは何も言いません。仕事はたくさんやられておる。しかしながら、そのところに一般財源で1億6,000万円っていうところに、私は大きな弊害を感じております。このことについては、最終的には副市長のほうにご回答、ご答弁いただいたらと思うんですけども、企画総務部長なりにお答えいただいたらと思うんですけど、どのようにこれを結んでいくのか、どのようにこれ、ここの財源を改善できるもんかできないものかということについて、お考えお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問4問目、3支所の今後の運営について答弁をさせていただきます。

支所の運営につきましては、多様化する住民ニーズに対し、迅速かつ適正なサービスに努めておりますが、人口減少や高齢化の進行、市町村合併に伴う財政支援措置の終了など

により、本市の財政運営は年を追うごとに厳しくなっていくことが想定され、行財政改革の取組は喫緊の課題でございます。

そのため、企画総務部、市民部の関係職員をメンバーとする、支所機能の在り方プロジェクトチームを9月中に立ち上げ、4町合併後の支所機能の経緯や取り扱う業務量をはじめとする現状の把握や分析を踏まえ、今後の支所機能の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

現在、住民票等の電子申請、コンビニ交付など、行政DX、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、支所での証明書交付件数、公金収納件数等が今後減少することが予想されますが、行政DX、デジタルトランスフォーメーションは取組を始めたばかりであり、スマートフォンなどの情報端末に不慣れな方がいることに加え、ご高齢の方や身体に障害のある方など、近くの支所で用事を済ませたいというニーズも多くあることから、今後プロジェクトチーム等において支所機能の在り方を十分検討し、業務内容の見直し、さらには適正な職員配置などにより、経費の削減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、企画総務部長よりご答弁をいただきました。確かに、一気にそれを改善する、なくするってことは、私は難しい話であるし、当然市民のニーズにもある程度答えていかなければならないし。そうした中で、ぜひとも私が思うのは、多分この問題については私は人員配置と思うんですよ、一番は人件費、そこに係るところが、私は非常に大きいと思います。その部分について、今後そこらの部分を、これはしっかりと取り組んでいただかなければならないし、そのことを前向きに捉えてやっていてもらいたいと思う。そこで残った、減額することによって残ったお金で、これはデマンドバスの運行便数を増やすとか、そういったような利便性を、またほかに使えるような企画が、私はなされてしかるべきじゃろうかというふうに私自身は思っております。

今のマイナンバーカードも少々足踏みをしておるようではございますけれども、これとて充実していけば、市民もある程度は私は慣れていただければいいような運用ができるようになるんでないかなというふうに、特に思っております。ただ、1点、これだけは申し上げておきたいのは、合併したんですよ、この町は、そういったことも、不便になることも含めながら、我々は合併したんですよ、合併っていう選択をしたわけですよ。だけど、そこらのところの不便さを、少しでも和らげるための努力をしておるところなんです。財政がこれか

ら厳しくなっていく中で、人員の配置っていうことについては、これからいろんな面で考えていかなければならないと思うんですけれども。最後、この件について、安丸副市長、お考えがあったらお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） ただいまの原田定信議員のご質問にお答えでございますけども、平成17年に合併をいたしまして、もう18年が経過をいたします。その間、それぞれの場所でいろんな部署において運用をやってきました。そういった中で、新しい庁舎ができて、もうはや8年が経過をしております。しかしながら、先ほどお話もありましたけれど、各地域におきまして、高齢者の皆さん方も着実に増えているそういった中、そしてまた、一方で、DX、デジタルトランスフォーメーション、ちょうど今過渡期にあるわけですね、両方ともやっていくというふうな状況になっているんじゃないかというふうに思います。ですから、将来的には、DXのほうに移っていくことになろうかと思っておりますけども、現実には、いわゆる紙ベースのものとそうでないものに併用した行政運営が必要になってくるんだというふうに思っております。

さらには、やはり防災、特に台風時なんかでは、防災の拠点としてこの3支所というふうなものは大変有効な機能を発揮していると、このように、私、判断をしておりますので、そこにおいてもこの3支所を現在の状況のままに残していく。ただ、議員のご指摘の場所を残すという話と、人員の構成をどのように考えていくんかという話は、また別途あるんじゃないかと、このように考えておりますので、このあたりについてしっかりと行政は検討し、考えていきたい、このように私の立場ではそのような答弁とさせていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 副市長にもご答弁いただきました。この件については、私はこれから阿波市が運営していく中での大きな課題だと思うんですね。支所がにぎやかになって反映するんでは、私はいかがなもんかなと思う。当然、これはもうある意味で、皆さんにも、市民の方にも若干のご不便を感じさせるかも分かりますけれども、その点についてはひとつご理解をいただきたいなというふうに思います。

続いて、最後の質問です。観光行政についてお聞かせをいたしたいと思っております。

土柱のそよ風広場、そしてまた土柱、それと金清自然公園があります。私は、阿波市に

において、観光拠点つちゅうのはこの区域、北側に、北の山地に全部背負ってるんが現状ですよね。このことも踏まえて、観光行政、たくさんのボランティアの方も今参画していただいて、結構にぎわっておりますし、皆様のご努力についても、私は本当に敬意を表すところでございます。そのことについて、ぜひこのことをどう見据えていくのかということについてお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の5問目、観光行政について、土柱及びそよ風広場、金清自然公園の、通告にもございましたが、来年度への取組についてご答弁をさせていただきます。

土柱そよ風広場は、令和5年第2回阿波市議会定例会において答弁をさせていただいておりますが、現在キャンプサイトとしてのモニタリング調査を行い、土柱周辺の魅力向上をはじめ、新たな利用方法の可能性を検証しているところでございます。

昨年11月1日から行っておりますモニタリング調査の結果についてご報告をさせていただきますと、8月17日現在、利用件数25件、利用者数が110人のうち、市内の方が、利用件数10件、利用者数45人、市外の方が利用件数15件、利用者数65人、市外のうち県外の方が、利用件数1件、利用者数が2人となっております。そのアンケートの回答では、洗い場や照明などが必要との意見はあるものの、前方に広がるすばらしい景色や夜景、また周辺には温泉施設なども点在し、キャンプサイトとしての要素は十分備えていると、全員の方から高い評価をいただいております。加えて、利用された68%の方が、市内において食材を購入しており、64%の方が市内温泉施設の利用を、また56%の方が阿波の土柱の散策をしている状況でございます。これらアンケート結果からも、キャンプサイトとしての利用は人の流れをつくり、地域経済への効果や、阿波の土柱への誘客につながるものと考えております。こうしたことから、今後観光協会や地元市民グループなどのご意見をお伺いしながら、キャンプサイトを公園利用の選択肢の一つとして検討を進めてまいりたいと考えております。

また、金清自然公園につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行で、市民参加による植樹イベントを中止しておりましたが、本年度公園の植栽帯に植樹をする予定でございます。来年度も、市民と行政との協働のまちづくりの一環として、引き続き植樹イベントを行うなど、今後誰もが訪れやすい魅力ある公園となるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 確かに、オートキャンプ場としての、私は成果は十分現れておるんでないのかなというふうなことを思います。確かに、あそこから南を見渡しますと、高速道路があって、その夜景たるや私はいいスクリーンになってるなっていうことは、時々私も通ってみるんですけど思います。しかし、それだけでは私は非常に寂しいなあ。ということは、例えば夕方の四国放送なんかの番組を見ておりますと、あらゆる町があらゆる施設を、催物、お祭り事、イベント等々を通じて、やっぱりそのまちのアピールをやられてますよね。そのことから考えてみれば、私もそれも一考かも分からないけれども、本市において観光施設といえば、人が寄れるところといえば、土柱とこのそよ風広場、金清、この辺りなんですよ。そこらに私はもう少し加味されるもんがあってもいいんでないか。とりわけ、あの阿波市においては、あんだけオープンガーデンが、たくさんの方が来ていただいて繁盛した、たくさんの方が見に来ていただいた、これはニュースにもなりましたし。ならば、そこらの方々にもご参加いただいて、そよ風広場から土柱へ行くあの山道を、花街道としてみんなで、ボランティアで力を合わせて、その時折の、その時々花、木々を飾って人を招こうじゃないか、来ていただくじゃないかということの特に思いました。そのことについて、部長のほうでどのように考えているのか、あればお聞かせ願いたい。そしてまた、金清についてもそうですよ。ああいうふうな広い広場ができて、本当にこれ行政が草むしりばかりするような広い土地じゃなし、あそこそオートキャンプ場として私は皆さんに来ていただいたらどうか。トイレもあるし、もちろん洗い場もあるし、水もある、そういう環境ですよ。また、2号池ですか、あの池もあって、来たら案外楽しめる場所でないかなあと思いますし、そこらの部分っちゅうのを踏まえて、それに対しての考え方があったらお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 志政クラブ原田定信議員の代表質問の5問目、観光行政についての再問、土柱そよかぜ広場から土柱への接続道路、及び金清自然公園の利用方法について答弁をさせていただきます。

議員お話の接続道路につきましては、現在、そよ風広場の駐車場を利用する観光客や、先ほど申し上げましたとおり、キャンプを楽しむ方など、そよ風広場の利用者が土柱を訪れるためのアプローチ道路として多くの方に利用されております。一方、この接続道路は

市道でもあり、地域の方の生活道路として通行車両もあることから、安全性や利便性の確保はもとより、議員のご意見も参考にしながら、その魅力向上についても関係部局と協議を進めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、金清自然公園につきましては、引き続き植樹イベントを行うとともに、四季折々のロケーションや議員お話のため池など、公園が持つ潜在力を最大限に生かし、新しい人の流れづくりに向けた取組を検証してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） ご答弁をいただきました。

最後の質問になりましたけれども、特に市長にお伺いしたいと思うんです。

私はこれからの本市における観光行政っていうのは、ない物ねだりでは何もできない、やっぱりあるもの探しなんですよね。あるものの中から、どういうふうなものが阿波市に人を呼ぶことができるのだろうか、来ていただくことができるのだろうかっていうことを、私はみんなでそのことについて考えていただきたいということを特に思います。例えば、今言った金清にしても、あそこを釣堀にしても私は面白いんでないかとも思うし、そうしたような人のいろんな交流ができるところ、オートキャンプ場は非常に面白いんですよ、確かに、そよ風広場のところね。しかし、これだけでは、私は魅力を発信するについては、いまいち弱いかな、対象人員が少ないですから。それよりも、あえて私は毎回申してますけれども、淡路にあるような遊具施設、簡単な、そして遊具施設を置いたところで、滑り台のような上から下まで滑れるような、また芝生で遊べれるような、そういったものをぜひしていただきたいんで。そのことで引っかかってくるのが、中央構造線っていう問題が出てくるんですよ。確かに、金清の白鳥荘ちゅうのは、中央構造線があるために、改修計画が進んでおった中で全面的に閉鎖、取りのけしてしまった歴史があります。そうした中で、これ市長ご理解いただきたいんだけど、ぜひそうした部分を、そよ風広場のあのスクリーンです、何とかもっと人が呼ばれるような施設、そんな大きい施設や建物を望んでおりません、子どもたちが来て、歓声上がるような、そういったような施設をぜひ考えてもらいたい。ぜひ作ってもらいたい。そのためには、その中央構造線っていう、活断層っていうはぐいを、ある程度は払っていただかなければ、私は事業ができないんじゃないかなあと思うんで。ぜひ市長、この部分についての観光行政について、前向きなお考えを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ原田定信議員の再々問に答弁させていただきます。

観光行政についてということでございますが、まず最初に、阿波市の中にはいろんな資源が、素晴らしい資源がございます。議員の申された国の天然記念物の土柱、それと金清公園ですね、金清公園、それと土成町のフルーツロードもございます、国道318号線の。そういったものに加えて、四国八十八カ所霊場の7番の十楽寺から10番の切幡寺といった4つのお寺が阿波市中にはございます。そういったことも踏まえて、前回の6月定例会でもお答えいたしました、私も公約として、もう一つ一つの施設を点で捉えるんじゃないで、それらを線で結んで、どっかに拠点をつくって、ほんで今の地方創生時代で、行政だけでは、観光協会とか企業、それと各種団体、ボランティアの方も巻き込んで、観光行政っていうのはリピーターもつくりながら、阿波市に人を呼び込むというのがベストであるという中で考えていきました。先ほど、原田定信議員も申されたように、いろんなものを、観光地の中にもリスクがございます、土柱でございましたら、文化財とかの関係とか、活断層の関係とかありますが、それは今までのマイナスの考えを踏襲するのではなくて、合法的に活性化をどうやってできるかといったような考え方に切り替えて、これから観光行政を中心に、阿波市に人を呼び込む仕組みづくりっていうか、事業を前向きに展開してまいりたいと。その一環として、来月には、職員研修っていうのを毎年定期的にしようんですけど、東京の有名大学の行政に詳しい先生の、来月には全員の職員の方に、政策立案の能力の向上というようなものを、全員の職員の方に受けてもらおうと思っております。そういったことを考えて、先ほど申しました、行政だけでなく、いろんな方と接触しながら、そういった施策の推進をスピード感を持ってしていく中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（笠井一司君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 観光行政について、最後に市長からご答弁をいただきました。

阿波市の魅力を探るために、私は市長をトップにして、みんなでまさにスクラムですよ、みんなでいい阿波市をつくってほしいということをぜひ提案、提言したいと思うんです。そのためには、たくさんのボランティアの方がやってくれてる、そうした方の感謝も込めて、そうした人のやりがいが増えるような、そんな観光行政に私はぜひやっていただきたいなあと思います。

そしてまた、今回、事前の質問の打合せ以外のことも何点か聞かせていただきました。担当する方々には、いつにない下を向いて答弁じゃなしに、前を向いての答弁もいただきました。いろんな意味で大変心労を煩わしたとは思いませんけれど、これからもそれぞれがやられることに大きな自信を持って、私は行政に臨んでいただきたいなあということを特に思いました。これからも皆さんとともにいいまちづくりに一翼を担えたらというふうに思っております。ご答弁いただきましてありがとうございます。

以上です。

○議長（笠井一司君） これで志政クラブ原田定信君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時31分 再開

（12番 中野厚志君 入場 午前11時31分）

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき藤本功男君の代表質問を許可いたします。

はばたき藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番藤本功男です。今回ははばたきを代表して質問をさせていただきます。

私の今回の質問は2つ、1つは新ごみ処理施設について、2つ目は空き家対策について、以上2点でございます。

先ほど原田定信議員からも、新ごみ処理施設、市民のあるいは地元の声というところに触れられました。阿波町の東長峰にある新ごみ処理施設の予定地ではありますが、今のところ何の動きもないということで、地元の住民の方から時々問合せがあります。それに対して、私のほうは、昨年末の入札が不調だったことから、組合は次の入札に向けて戦略を練り直している途中ですと、やがて地元の皆さんにもきちっとしたお答えができるような動きが出ると思いますので少々お待ちくださいと、このように現在も答えているところであります。そういう意味で、私の今回の質問の役割なんですけども、中断している新ごみ処理施設の問題を整理して、少しでも先が見えるように回答を引き出すことができればと考えております。そのことで、市民の皆さん、地元住民の皆さん、この先行きへの不安をちよっとでも解消することができればと考えております。

さて、ではなぜ入札が不調だったのかということなんでございますが、これについては検証をするために、組合は今年の1月13日から東和テクノロジーとコンサルタント契約を結んで、新ごみ処理施設の整備に係る事業計画の検証業務、これを行いました。

そこで質問です。

新ごみ処理施設の入札の不成立の検証結果はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設についての1点目、入札不成立の検証結果はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設の建設につきましては、処理方式を燃料化方式、事業方式を公設民営DBO方式にて、令和4年10月、総合評価一般競争入札により事業者の募集を行ったところ、参加を申し出た事業者がいないという結果となりました。その要因としまして、昨今の急激な物価、資材、燃料費の高騰や円安など、これまでの社会情勢からは十分に想定できなかったことが顕在化し、事業者が民営で長期間の運営を行うことにリスクを感じたものと推察しております。今後、こうした状況を踏まえ、組合や板野町、上板町の2町と連携して、対応方針を新ごみ処理施設整備検討会で速やかに取りまとめ、早期に施設建設に進めるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 昨年10月の入札の不成立の要因、昨今の急激な物価、資材、燃料費の高騰や円安など、これまでの社会情勢からは十分に想定できなかったことが顕在化し、事業者が民営での長期間の運営を行うことにリスクを感じたものと推察すると、こういうお答えをいただきました。ただ、これ入札前に、事業費が当初の約2倍、173億円にアップしたんですね、建設費と運営費を含めて。このことについて、一定の説明がありました。かなりのこれ高額、大変な高額ですよ。庁舎でさえ55億円、アエルワも入れて、給食センターを入れたって70億円ですね、それがこれだけの金額になるということ。そして、期間についても、るる私も質問しまして、これ20年ということに置いたわけですから、これで今の答弁なのかなあと思いました。

説明がありましたように、入札では事業方式として公設民営、いわゆるDBOを求めた。これは、中央広域環境施設組合が資金を調達し、設計、施行、運営を民間の事業者が

する方式です。建設段階から事業者に参加してもらうことで、業務の効率化や民間事業者のノウハウを活用するメリットがあるということで、これは私たち地元住民にも何回も説明がありましたし、議会でも説明をいただきました。ああ、今度のやり方はやはりこういう方法を持ち込むんだなあ。トンネルコンポスト燃料化方式であります、これは特殊な方式であります。全国で唯一三豊市しか行っていないものであります。前にも、私、お話をしましたが、この特許は、今現在やっているエコマスターの親会社、エビスが持っている特殊なものです。三豊市は、民設民営という方式で、エコマスターと20年の契約を交わしております、今のところ順調に進んでいると聞いております。つまり、私たちに説明のあった、なぜ公設民営化なのかということについては、今ちょっと触れましたが、これらのことを踏まえるととても合理的な判断であったと、今も理解しております。

ちょっと参考資料（資料を示す）で、ここに入札時の公告をかけた、これ仕様書といひましようか、要求水準書があります、運営編と事業編もあるので、量は大分あるんですけども。この中には、運営事業者が固形燃料を製造し、保管、運搬、引渡しの責任を負うこと、固形燃料の品質もメーカーの要求を満たすようにすること、さらに、販売先の確保や販売の手続等も事業者がすることとなっております。その他、公設民営でありますので、民が担う責めというのがどういうものであるかということがここに書かれているわけがあります。先ほどの原田定信議員への答弁からしますと、公設公営にするということは、本来民間の事業者にするものを、全てこれ組合が負うことになるということでもあります。どうして公設公営にせざるを得ないのか、これについてはしっかりと説明をこれから求めざるを得ないと考えております。

これとの関連で再問に入ります。

新ごみ処理施設につきまして、実は町田市長が4月17日にマスコミの取材を受けて発言をされて、新聞記事に載り、一般市民も目にしましたし、私たち議会も目にしました。ちょっとそのことについて、その根拠を市長にお尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設についての再問、市長の4月17日のマスコミ発言の根拠は何かについて答弁させていただきます。

最初に、おわびも兼ねまして、藤本議員の整備費の話ですね、最初に議会の中で、税抜き35億円、事業費、税込みで38億5,000万円。この中で、去年の4月ですか

ね、ぐらいにできたんですけど、基本計画をつくる中で、下まで覚えてないんですけど、約60億円っていう数字が今も印字されております、税込みで。それを市議会議員とかいろんな方に周知するところを、落ちであったっていうことをおわび申し上げます。そして、その後に、入札前に、73億円になったということで、38億5,000万円から73億円になったって、うちのミスなんですけど、60億円ということを伝えてなかったというんで、2段階に上がったのを倍になったといろんなことで書かれておりますが、そこいらちゃんと冊子にもなっておりますので、おわびも兼ねてまたご覧いただきたいと思っております。

それと、4月17日っていうのが、私の市長選挙に立候補した届け日って思うんですよ。そういった中で、憲法の中で報道の自由っていうのはかなり保障されております。そういった中で、いろんな質問を、当選が決まったといいますか、無事に他の人の届出がなかったということで、いろんなマスコミの方から取材を受けました。少子化対策とか、先ほど原田定信議員がおっしゃいました観光施設とか、阿波市の基幹産業である農業振興の中、いろんな中で新ごみ処理施設の今後についての質問もございました。そういった中で、先ほども申しましたが、報道の自由っていうのがありますので、中央広域環境施設組合の中で進めておる好気性発酵の燃料化方式ですね、そういったことを何が何でも続けていくのかと、幾ら膨大な費用になってもその方式を変えんのかという問いがございまして、これに関しましては、公共事業の原則である原資が税金でございまして、公益のための施設行為として、費用対効果も踏まえて、市民、町民ですね、構成する、そこに説明のできないような数字が出た場合には再考しなければいけないといった趣旨が、燃料化方式でなくて、たしか処理方式見直し視野というような報道が書いとるので言えんですけど、その部分を、全部を言ったことを書いたら、1面、2面で足らんので、新処理方式を見直し視野というんがゴシック体で書かれました。趣旨としては、今言わせてもらったことでありまして、客観的な説明が、構成市町村の1市2町の市民、町民にできなくなる場合には、燃料化方式も再考せざるを得ないといった趣旨で申し上げたものでございまして、どうかご理解よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 2月17日に、藤井前市長が辞職されました。本来であれば、2月中に入札不調の検証結果を踏まえて、今後の方針、方向性のある話があるというふうに議

会では受け止めておりました。（パネルを示す）町田市長が新聞取材にお答えした3つの要点というのは、これでありましたね。いわゆる従来の好気性発酵乾燥方式、燃料化方式と、2つ目に、焼却方式、燃やすという可能性もあると触れられました。それから、3つ目が、全処理委託ということにも触れられたということですね。これ同時に、私いろいろ調べてみると、上板町議会で、2月24日の全員協議会、さらに3月3日のある議員における質問に対して、理事者側が答えた内容がこの3つでありました。答弁では、さきの入札公告、入札不調の結果を踏まえて、コンサルが事業計画の検証をした。再公告に向けた検証案として、ごみ処理方式についてはこの3つですね、好気性発酵処理方式、乾燥方式、焼却方式、全処理方式というものを検討している。それから、もう一つ議会ではこういう話がありました。（パネルを示す）これ裏側ですが、再公告の対応として、事業方式では公設民営方式、いわゆるこれDBOですね、それと公設公営方式、さらに同じ公設公営ではありますが、ストーカー方式、4つ目に全処理方式。ただ、この4番目の全処理委託については、費用面のリスクが高くて、デメリットのほうが多いために対象外にしたと、そういうやり取りを議事録で拾いました。さらに、公設公営にした場合、固形燃料の受入れが可能か、四国中央市にある製紙会社へ、中央広域環境施設組合の職員、1市2町の副市長、副町長で訪問し、受入れは十分可能であるという回答をもらいましたと、このように議会のやり取りで返答があったようです。

今、私が申した前半戦は、コンサルの検証の中から出てきたものだと思いますし、後半は売り先の確保について、公設公営にした場合の確約を取るための動きだと理解しております。今、町田市長は答弁をされたので、それはもうそうだと思いますが、私はひょっと町田市長が答えられた3つの根拠は、こういったコンサルの検証を基にしているのではないかなあというふうに考えたわけで、これは私の解釈でもありました。ただ、大事なのは、やっぱり市長の発言というのは非常に重いんでありますね。そして、それを受けて議会全員協議会を開いて、真意を尋ねました。さらに、恐らくこれは一般市民も目にしておりますことですので、ああ、そうか、一応3つの方向性も検証してるんだなあということが伝わるわけですね。そういう意味で、あの当時、町田市長の声からも、市長の突然の辞任で混乱していると、新しい管理者が決まるまできちとした話ができないということはありませんでしたが、しかし、私、行政には、適時的確に情報を議会や市民に開示する責任があると思うとります。何か月も情報開示をしなかったことが、今回行政の停滞を招いたと、このように自覚しております。

次に、再々問に移ります。

新ごみ処理施設の再入札に向けて、どのような戦略を立てているのか、さらに2025年8月稼働の見通し、これについてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） はばたき藤本議員の代表質問の再々問2点につきまして答弁をさせていただきます。

先ほどの原田定信議員の代表質問でもお答えをいたしました。燃料化方式は維持管理費における経済性、あるいは国の掲げるカーボンニュートラルの実現、そういった観点からも非常に優れた方式であるという説明をさせていただいたところでもあります。加えて、建設予定地周辺自治会の皆さんの説明につきましては、燃料化方式でやらせていただくというふうなことを再三説明をさせていただいて、さらには一定のご理解をいただいたというふうなことで認識をさせていただいたところでもあります。これらのことから、処理方式を燃料化方式として事業を推進してまいりたいと、このように考えております。

さらに、昨年10月の入札の不調、結果的に公募者がいなかったというふうなことからしましては、その後この要因の分析を行いましたところ、先ほども議員のほうからもございましたけれども、昨今の資材、あるいは燃料等の急激な高騰、こういったものが想定を上回るものだというふうなことであったのではないかと、このように考えておりますし、一方で、この国といいますか、30年間デフレがずっと続いてきておりましたので、こういったものがにわかに急激に物価上昇が生じてきたというのも事実だと思うんですね。したがって、ここ数年間の間、こういったものがなかなか想定してなかったと、私どものほうでもなかったというのも事実でございます。しかし、一方で、いろんな諸情勢によって様々なものが上がってきてる、上昇してきているというのも、これは一方で事実でございますから、このことが今回の不調の原因ではないかというふうに分析をさせていただいているわけでもあります。したがって、今後の入札方式につきましても、公設民営方式から公設公営方式に変更いたしまして、応募する事業者の運営リスクをさらに軽減して、さらには社会情勢の変化にもより柔軟に対応できるため、安定的な運営が期待できる体制ということで入札を実施をしたい、このように考えております。ご理解をいただきたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今後、再入札に向けて従来の燃料化方式を公設公営という事業方式で整理していくという方向性、これははっきりある程度しましたね。ただ、これ確認したいんですけど、私たち地元への説明は、もちろんずっと公設民営、DBO方式でした。なぜこれをするのかの説明も踏まえて、今回のトンネルコンポスト方式の一番のネックは、作った固形燃料が安定的に売り続けることができるのか、ここがもう最大のポイントだったわけですよ。これのノウハウを有している民間企業であれば、これをクリアできるだろうという説明をいただきました。本来、地元でも、公設公営のほうが安定しとんじゃないかっちゃん意見もあったわけですよ。しかし、それは、一般的な話がそれ入ってると思いますが、このやり方についてはそうではなかったというふうな理解をしてるわけですね。しかし、今、今後の方向として、公設公営でいくということになれば、費用の面、抱えるリスクの面、その他事業内容がどう変わるのかについて、これは本当にきっちり市民に、地元、議会に対してしっかりと説明をいただく。そうでないと、なかなか、はあはあ、そうですか、公設公営でいけば、次は入札が整うらしいですねでは、ちょっとこれ話にならないんじゃないかなと思うとりますので、その辺のところ十分に。

2025年8月の稼働については、今明確な答弁はいただけませんでした。隣の吉野川市は、先月8月22日に起工式があり、2025年8月の稼働に向けて順調にいったと。さらに、この燃料化方式、小松島市や四国中央市も検討していると聞いております。今後、先ほど原田定信議員のほうからもありましたが、私たち議会は特別委員会を設置して、議会独自で調査検証を進めていく予定です。市民、そして地元住民に対して、議会としての責任を果たし、行政と一緒にこの大きなプロジェクトを達成しなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（笠井一司君） 質問の途中ですが、議事の都合上、午食のため、暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

はばたき藤本功男君の質問を再開いたします。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 次に移ります。

空き家の問題です。

少子・高齢化で人口は減り続けておりますけども、逆に右肩上がりに増え続けているのが空き家です。先日も、あるお宅から相談を受けました。隣の空き家の草木が伸び放題で、敷地に入ってきます。倉庫が今にも畑に倒れてきそうなので、突っかい棒で支えています。地震でもあれば、あっという間に倒壊してしまいます。この危険な空き家、どうにかならないでしょうかという相談でありました。市役所の住宅課でその空き家の所有者を探してもらいますと、もう所有者は死んでいない。法定相続人は県外にいて、相続を放棄していると。このようなケースなんですけども、特定空家にでも指定されない限り、個人の所有物に公の機関が手を加えるのは極めて難しいということが分かりました。

そこで、質問です。

空き家の現状はどうなっているのかについて、お尋ねします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、空き家対策についての1点目、空き家の現状はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

議員お話のとおり、居住目的のない空き家は全国的に増加傾向にあり、中でも適正に管理されていない空き家は、周囲に悪影響を及ぼすなど大きな社会問題となっており、今後さらに増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっております。

議員ご質問の1点目、空き家の現状はどうなっているのかについてですが、総務省が調査対象世帯などを抽出し、実施した、平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、全国の住宅総数約6,241万戸に対する空き家率は、約13.6%と過去最高になっています。また、この調査における徳島県の空き家率は約19.5%、本市の空き家率は約18.1%で、全国平均と比較しますと、約4.5ポイント上回っていますが、県の空き家率よりは約1.4ポイント下回っております。

さらに、本市では、総務省の調査とは別に、より詳細に空き家の状況を把握するため、令和4年度に市独自で市内全域の建物を対象とした実態調査を実施し、その際に、1,815戸の空き家を確認しており、前回調査した平成29年度と比較して、5年間で約400戸増加しております。また、実態調査により確認した空き家については、老朽化により4段階に分類しており、再利用が可能な空き家は1,015戸、当面の危険性は少ない空き家は503戸、建物が一部損壊してる空き家は195戸、修繕や解体などの緊急性が高い老朽危険空き家は102戸になっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁で、阿波市では、空き家が5年間で約400戸増加し、令和4年度の実態調査では1,815戸を確認して、空き家率が18.1%、つまり5軒に1軒近くが空き家であるということが分かりました。（パネルを示す）

この表をご覧ください。

これは、先ほども答弁で説明がありましたが、空き家等の老朽度危険度ランキングということで、4町のそれぞれ現状がどうなっているのかというのをまとめた表です。これは、阿波市が出してる空き家対策の計画、これに入っておるものであります。今も説明がありましたが、これ吉野町、土成町、市場町、阿波町なんですけども、A、つまり利用可能な空き家は1,015、B、当面の危険性がない空き家は503、C、建物が一部壊れている空き家は195、D、これは修繕や解体などの緊急性が高い老朽危険空き家102と、合わせて1,815であるということですね。

一般的に、特定空家として行政による代執行により撤去されるのは、このDだと思います。ただ、阿波市に聞いてみますと、過去に特定空家に認定されて、代執行の対象となったものはございません。そして、また後ほど触れますが、改定空家対策特別措置法で、今回特定空家まではいかないけども、管理不全空き家というのが出てきますが、これはこれでいうとCに当たるのではないかなと思っております。

では、なぜ空き家は放置されるのかということですが、（パネルを示す）こちら逆のグラフですけども、同じところの資料で、空き家等を残しておく理由は何ですかとアンケートで聞いたところ、いわゆる解体や修繕などにお金がかかるからという経済的理由が一番多い、これが51.7%、その他、思い入れがありますとか、あるいは保管場所にしている、それから後に触れますが、税金対策で置いてるというものであったり、高齢になった、住んでいる場所と距離が離れている等々、これが阿波市の空き家における主な理由というのを資料から読み取ることができます。

空き家が一向に減らないという状況の中で、2015年、平成27年に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。しかし、なかなかこの空き家は減りません、改善されませんということで、思った効果がないということで、今年の6月、この法律を改正し、近々施行される予定になってます。

そこで、再問として、改正空家等対策の推進に関する特別措置法における本市の対応に

ついてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） はばたき藤本議員の再問、改正空家等対策の推進に関する特別措置法における市の対応はについて答弁させていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、空き家等がもたらす問題に対応するため、国において平成27年5月に全面施行となりました。近年、空き家の数は増加の一途をたどっており、空き家等がもたらす問題に総合的に対応するための施策のさらなる充実を図ることを目的に、先ほど議員お話し、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、今後、施行に向け関連する法令や基本指針なども改正される予定となっております。

この一部改正では、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却などの3本柱の対応が強化されており、特に管理の確保の観点では、所有者の責務の強化として、これまで所有者には努力義務とされていた適切な管理の義務に加え、国及び自治体の施策の協力が努力義務として追加されました。また、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家化を未然に防止するための措置も設けられており、放置すれば特定空家となるおそれがある、いわゆる管理不全空き家の維持管理について、市区町村長が指導、勧告することができ、勧告を受けた所有者に対しては、固定資産税の住宅用地特例の解除が可能となるものです。本市としましては、これまでの空き家対策に加え、特別措置法の改正により設けられた措置を適切に活用し、特定空家化の未然防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまご丁寧に説明をしていただきました。今の答弁で、3本柱の強化の件、それから所有者の国や自治体の施策に協力する努力義務、さらに管理不全空き家等についてもご説明をしていただきました。この法律、言葉だけではちょっと分かりにくいので、簡単に図にまとめてみました。（パネルを示す）

従来の空き家の発生があって、現状の法律は、特定空家にならないと手が加えられない。この特定空家も、例えば阿波市であれば、委員会から協議会という手順を踏んで認定ですから、なかなか進んではいけないというところがあってゼロですね。これ今全国で約4万戸あるようです。今回の法改正は、その一步手前に、管理不全空き家というのを置いた。これ先ほどの阿波市のやつでいうとCランクですね。102戸と言いましたが、それ

が該当する。全国では約50万戸あると言われています。ですから、特定空家の10倍強。今、説明がありましたが、何が大きく変わったかという、特定空家になる前の管理不全空き家からもう手を加えよう、自治体に一定の権限を与えようというのがこの法律です。どういうことかという、先ほど説明がありましたが、行政による改善の指導や勧告ができる、Cランクのやつね。さらに、固定資産税の住宅用地の特例、これを解除することができる。これどういうことかと言いますと、皆さんもご存じのように、古くなった空き家を更地にすると、固定資産税が6倍に上がるんですよね、200平方メートル以下は。だから、次に使う目的がないと、なかなか更地にもしない。この法律では、住宅のまま今まで特例で税金を上げませんでしたよ。でも、自治体が管理不全空き家に指定したら、その税金を6倍に上げますよということが出来る。というのが、この改正の目玉の一つです。それがうまく効果を発揮するというのが、今後の運用次第ではないかなと考えております。今後、阿波市も国のガイドラインに沿って、条例等を改正して運用を図るものと考えております。

次に、再々問として、今後空き家対策をさらに進めるために、市はどのような対策を持っておられるのかについてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） はばたき藤本議員の再々問、今後空き家対策をさらに進めるための市の具体策は何かについて答弁させていただきます。

本市では、これまでも空き家対策として、阿波市空き家情報登録制度事業をはじめ、阿波市定住促進リフォーム補助金交付事業、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付事業などの各事業を行ってきたところであり、加えて、本年3月に改定しました、阿波市空家等対策計画には、空き家の発生予防、利活用について対策を盛り込んでおります。

まず、発生予防対策として、阿波市移住ナビの情報発信などによるリノベーション促進の情報提供、既存住宅の良質化と長寿命化により一層努めるとともに、新たにNPO法人等との連携による所有者への管理義務意識の醸成と啓発を図り、空き家になってしまう前段階での予防対策に取り組むこととしております。

次に、利活用対策として、阿波市空き家情報登録制度の利用促進、移住や定住促進を目的とした補助金等の活用などの拡充を図るとともに、新たに県外に居住している空き家の所有者が容易に空き家管理が行えるよう、管理サービス支援について検討しております。

さらに、特別措置法の改正を踏まえ、管理が行き届いておらず、建物が一部損壊しているなど、放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼすおそれのある、いわゆる管理不全空き家の所有者については、所有者の責務の周知を行い、空き家の適正管理に取り組んでまいります。今後とも、空き家の所有者に適切な管理を促すとともに、各種事業を効果的に進め、特定空家化の未然防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいま答弁で、阿波市もるるいろんな対策を練っていることが分かりました。例えば、各種の空き家対策の事業、これホームページ等調べますと具体的にしているし、最後に触れていただいた、阿波市の老朽危険空き家・空き家建築物除却支援事業補助金交付事業については、最大60万円までってなことで、この間もホームページ等を通じて募集をかけていたら、10件に対して、もう既に9件が埋まっていたというふうな情報も得とります。また、発生のための予防対策、さらに利活用対策もるる行っておるようです。今後、県外に住んでいる所有者には、管理サービス支援、これも検討してると。一部自治体では、ふるさと納税を効果的に利用して、空き家管理をやろうというところもあって、こういったアイデアも今後検討したいというお話も伺いました。さらに、法改正を踏まえ、管理不全空き家の所有者には、周知と指導を努めるということも分かりました。

先ほどのアンケート内容からも、所有者としての自覚、責任をいかに果たすか、また支援事業のことを周知徹底する必要性、これ実はやってるんですけども、市民の方からはまだまだ事業内容を知らないという結果が出ておりますのでね、ここは今後さらにいろんな方法で広報を強める必要があるかと思うとります。

6月議会で、阿部議員が、相続登記の義務化について質問をされました。この相続登記の義務化と空き家問題って非常にこれ関係しています。（パネルを示す）これちょっと簡単な図にまとめてみたんですけども、相続登記っていうのが、今まで義務化されていなかった、そのことでいろんな混乱、問題を生んでいたということで、来年4月からこれが義務化されます。今までは相続登記が義務化されていなかったので、調べたら死んでいたりとか、相続がなされていないとかというのがいっぱいある。さらに、住所変更も義務化されていなかったので、住所が変わったその本人が、きちっとした住所変更をしていないってなことで、その利活用とか、投資とか、いろんな利用ができなくなるっていうの

が現状である。不動産の所有者台帳と現状の乖離が生じて、放置されている空き地や空き家問題が増加している、いわゆる所有者不明の土地問題が大きな問題です。それは、空き地、空き家の問題をさらに深刻化させているということで、今回法改正によって相続登記が義務化され、一定期間内にそれを行わなければ、罰則、罰金があるということです。この法律の改正と、さきに私が申しました特定空家の空家対策特別措置法のこの2つがセットになって、今後この問題が大きく動くことが予想されます。恐らく市もそれに乗っかって、今までにない効果を生み出してくれるものだろうと思うとります。

私が今回この質問をしたそれも、結局は空き家の所有者、つまり責任の所在がはっきりしなくて、近隣の住民が大変困っている、そういう例はいっぱいあると思います。今後、今2つの法律を土台としながら、答弁いただいたような対策を強化して、少しでもこの空き家問題が前進するというふうな期待を持ちまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これではばたき藤本功男君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい吉田稔君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、議長の許可を得ましたので、阿波みらいを代表しまして、吉田稔、代表質問をさせていただきます。

まず、1点目、マイナンバーカードの交付状況と保険証利用についてということで見出しをつけてございます。

過去には、国内では、消えた年金っていうことで大きな問題になりました。自民党もベアする大きな一因になったところでございます。我々、ナンバーを打たれるっていうのは、誰しも国民はいい気持ちはしないんでございますが、やっぱり会社とか自営業、どんどん仕事を移動するたびに、どっかで年金の登録がおろそかになったり、過去の検索ができなかったりということで、年金をもらえる年数がどっかで切れてしまったという大きな問題がございました。マイナンバーカード、国民に打たれてる数字、番号ではございます

が、そういった不具合をなくすためにも、やむを得ない制度だと私は思っております。最近、マイナンバーカードの担当大臣、デジタル担当大臣ですが、カードと公共料金の口座のひもづけ、あるいは健康保険証とのひもづけが他人名義とひもづけしたということで、非常に大きな問題になっております。担当大臣も、月給を何か月か返上したっていうような問題も最近出ております。阿波市も、日曜日の窓口を設けて、マイナンバーカードの交付に力を入れておりますが、現在の本市のマイナンバーカードの交付状況はどうなっているのか、まずお聞きいたします。

(17番 木村松雄君 退場 午後1時32分)

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の1問目、マイナンバーカードの交付状況と保険証利用についての1点目、マイナンバーカードの交付状況はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

本市のマイナンバーカードの交付枚数につきましては、平成28年の制度開始から、令和3年度末までの期間で約1万4,900枚、交付率は40.7%、令和4年度では、マイナポイント第2弾などの効果もあり、年間約9,300枚を交付し、年度末の累計としましては約2万4,200枚、交付率は67.4%となっており、この交付率は徳島県の平均値66.3%を上回っている状況でございます。

また、本年7月末での交付枚数の累計としましては、約2万6,400枚で、交付率は74.7%となっており、さらに現時点でカードの申請をされている方を含みますと、今後阿波市人口の8割を超える方がマイナンバーカードを取得される予定でございます。市では、これまでも平日の時間内にマイナンバーカードのお手続きができない方のために、休日窓口の開設や出張申請受付の実施など、より申請しやすい環境整備に努めてきたところでございます。今後も広報による周知と合わせて、なお一層マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 部長の答弁では、7月末での交付枚数の累計は2万6,400枚で、交付率は74.7%、カードの申請をされているが、まだ取りに来ていない方も含めると8割を超えるんでないかという答弁がございました。最初、何年か前でございますが、20%前後の交付率が長いこと続いておりまして、どうなるのかなと思ったんです

が、国のほうで来年秋には保険証と一体化したマイナ保険証でないと医療機関にかかれな  
いというようなことを打ち出してから、急激に交付率、それからひもづけの率が上がっ  
てまいりました。しかしながら、やはり急激に登録を上げるっていうことは不手際もでき  
て、他人名義の保険証にひもづけしてしまったとか、他人の公共料金の利用口座にひもづ  
けしてしまったというようなことが起きております。国の進め方にちょっと無理があった  
のかなと思っております。大臣も給料を返上せないかんようなところまで来ております  
が、慎重を期していただきたいと思っております。

そこで、本市では、データが出る国民健康保険証とのひもづけ具合はどうなっているの  
かについて、担当部長にお聞きいたします。さらに、今後どのように取り組んでいかれる  
のかも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 阿波みらい吉田議員の代表質問1問目の再問、本市の国民健  
康保険のマイナンバーカードを利用した保険証登録はどのようになっているのか、また今  
後どのように進めていくのかについて答弁をさせていただきます。

令和5年7月18日付の、国から徳島県国民健康保険団体連合会への通知によります  
と、令和5年7月12日時点における本市のマイナンバーカードを利用した保険証登録者  
は4,522人であり、令和5年7月1日現在の国民健康保険の加入者数7,933人を  
基に算出した利用率は57%となっています。マイナンバーカードを利用した保険証登録  
は、登録者が医療機関を受診した際に、薬の処方履歴や過去の特定健診の情報などによ  
り、より適切な診療を受けることができることから国全体で進めており、本市としまし  
ても引き続き普及啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（17番 木村松雄君 入場 午後1時39分）

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 本市の国民健康保険の加入者数は、7月1日現在で7,933  
人、そのうちマイナンバーカードにひもづけされた方が4,522人、利用率はまだ5  
7%であるというような答弁を受けました。これも来年秋には保険証とマイナンバーカー  
ドを合体させたマイナンバーの保険証でないと医療機関を利用できなくなるという割に  
は、ちょっとまだ57%の登録者数っていうのは少ないかなと思っております。今後、も  
っと周知に努力していただきたいと思っております。日曜日も開いておって、ふだんの平日忙し

い方は来れるそうでございますので、日曜日を大いに利用していただけたらと思います。今後とも周知のほうよろしく願いいたします。

これでマイナンバーカードについての質問を終わります。

2番目に小・中学校の教育についてということで質問をさせていただきます。

その1、新型コロナウイルス感染症は法的に5類に移行されたが、本市の学校教育はどのように変化しているのかということで質問させていただきます。新型コロナウイルスは、2020年1月に日本で初めて感染症が確認されました。それから約3年8か月になろうとしております。当初は、春休みの前だったですかね、全国の小・中学校が一斉に休校というようなことを総理大臣が指示されて、大きな問題になったこともございます。運動会がなくなったり、遠足や修学旅行もなくなったりということもありました。また、参観日も2班に分けて、午前中と午後に分けたりして、密を避けるという参観日もあったりして、学校教育としては今までにない初めての大きな問題でなかったのではないかと思います。先生方も苦勞されたと思います。やっと今年の5月に、インフルエンザ並の5類に移行されたわけでございますが、まだ私の近辺でも新型コロナウイルスに感染してる方が転々とあります。そういった中で学校教育は大変だと思いますが、どのように学校教育が変遷したのか、お尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の2問目、小・中学校の教育についての1点目、新型コロナウイルス感染症は法的に5類に移行されたが、本市の学校教育はどのように変化しているのかについて答弁させていただきます。

5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、県教育委員会の新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点を基に、基本的にはインフルエンザ等と同様の対応になっております。具体的には、基本的な感染対策は、今までの感染対策を継続しておりますが、マスクの着用は個人の判断となったことや、給食の場面において黙食は必要ないこととなったことが大きいところです。実際の教育活動の様子は、基本的な感染症対策は講じながらも、以前のように様々な交流が活発に行われ、子どもたちの元気な笑顔がたくさん見られるようになってきております。

具体的には、小学校では、異学年での子ども同士の交流や、外部のゲストティーチャーの方々との交流、中学校では職場体験などもたくさん行われております。学校行事等も以前のように実施するようになり、修学旅行では、小学校は関西方面、中学校は沖縄や九州

方面へ行けるようになりました。また、コロナ禍においてGIGAスクール構想も進み、オンライン学習やオンラインによる保護者会、外国とのオンラインでの交流等、個別最適な学びを目指し、ICTの利活用も進めているところでございます。しかし、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学校医とも相談し、学級閉鎖等を行い、感染拡大を防ぎながら、学びをとめないよう努めております。今後とも基本的な感染症対策を継続し、安全・安心な学校での教育活動を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、教育長のほうから、コロナ禍前の学校教育が大分戻ってきたというお話がございました。修学旅行も最初取りやめた学校も何校かあったり、行っても県内、あるいは隣の県までで修学旅行を終えたりっていう、非常に寂しい思いもしております。ようやく県外にも出るということで、子どもたちもいい経験を積めるんでないかなと思っております。

そういったコロナ禍で大変だった面もありますが、国においては、コロナ禍を乗り切る教育ということで、小・中学生に1人1台の情報機器端末、タブレットとかパソコンを1台全国一律に配布していただくことはできました。これは、情報化教育、1年から2年前倒しでタブレットも配布されたと聞いております。家庭と学校の先生とでオンラインの教育をしたり、家庭の保護者とも連絡を取り合ったりということで、コロナが感染したがために、早くICTを利用した教育が進められたという利点もあるんでございますが。

そうした中で、ちょっと小・中学校の親御さんから聞いたんですが、タブレットの故障が多いのでないか、中国製のタブレットを利用してるようでございますが、これも県下共同で購入、安くするために共同で購入したという経緯もあるようでございますが、今後の選定についてはもっと慎重にしていかなければならないと思います。せっかくのタブレットが故障が多過ぎるっていうのは保護者から聞いたんで、ここで質問させていただきます。

2番目、タブレットの故障が多いようですが、今後の更新はどのように考えているのかと。この間、うちで新聞で見ましたが、タブレットの更新時期が全国でも迫っているということで、全額国費で支援しようというようなことが新聞に載ってございました。安くいいものを、いいものを安くっていう意味とは思いますが、ひとつ機種を慎重に選定していただきたいと思うんですが、部長、どういう考えでおられるか、お聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の2問目、小・中学校の教育についての再問、タブレットの故障が多いようだが、今後の更新はどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

児童・生徒1人1台端末については、国のGIGAスクール構想に基づき、本市においては、令和3年度から、小学校、中学校の全ての子どもたちに配置し、授業や家庭学習に活用し、子どもに必要な情報活用能力の資質、能力の育成に努めております。また、これまでの教育とICTを組み合わせることにより、学びの深化を図り、学習活動の一層の充実に努めております。

現在、導入しているタブレットは、令和2年度に県と参加市町村による共同調達したものでございます。この端末は、導入当時はバッテリーの不具合や、最近では電波法の認証取得ができていなかったため、タブレットを持ち帰っての家庭学習ができない時期がございました。今後、端末の更新時期については、端末の耐用年数やソフトウェアのサポート終了時期を考慮しながら、更新についても現状の検討課題を踏まえるとともに、子どもの学習のしやすさや教員の指導のしやすさなど、様々な観点から総合的に検証してまいりたいと考えております。

現在は、ICT支援員が様々な機種を導入した他市町の学校視察を行い、情報収集に努めており、今後更新時期に向けて学校現場の意見等も参考にしつつ、次期端末の選定を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 部長のほうから、今後検討に当たっては、他の学校の情報収集もして、いいものを購入したいという答弁でございました。この間の新聞によりますと、国のほうは生徒1人当たり4万5,000円って言ってたから、それぐらいは全額補助したいってことが載っておりました。もっといいものは高いのかも分かりませんが、ものによったらひとつ市単独でも上乗せ助成をして、いいものを購入して、子どもたちのためになるようにしていただきたいと思います。これは要望でございます。よろしく願いいたします。

最後の質問でございます。

阿波市の消費生活センターが、この1階に開設しております。まだ、ちょっと近所の方

でも知らない方もおります。消費生活センターは県がしとんかなあという認識の方もおいでるんですが、市になりますと、市が運営するというような条件になっておりますので、阿波市も1階入った左奥に消費生活センターを開いております。かなり相談件数も増えているようでございますが、この頃テレビや新聞を見ますと、インターネットを利用した闇バイトを募集して、犯罪みたいなことに利用してという状況も出ております。地方も都会も一緒のような状況になってきました。本市の消費生活センターでは、どのような利用状況か、また内容の傾向やトラブルの解決はどのようになっているのか、担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の3問目、消費生活センターの運営状況についての1点目、センターの利用状況や内容の傾向、トラブル解決はどのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

消費生活センターは、消費者安全法に基づき、消費者の利益の擁護と増進を図り、市民生活の安定と向上に資するため、消費者トラブルの相談窓口として平成29年6月に市役所1階に設置し、現在7年目を迎えております。当センターでは、商品やサービスの契約において、事業者とトラブルになった場合や、購入、利用した商品、またサービスが原因でけがをしてしまった場合など、消費者からの消費生活に関する相談について受け付け、対応しております。

最初に、センターの利用状況でございますが、相談の実績件数は、令和元年度が238件、2年度が276件、3年度が230件、4年度が233件で、本年度は4月から8月末までで101件となっており、一月当たり平均約20件の相談が寄せられております。年代別の相談割合は、70歳以上の方からの相談が近年最も多く、令和4年度は、全体の46.8%で、60歳代の方からの相談を合わせますと、全体の半数以上を占めている状況でございます。

次に、相談内容の傾向でございますが、センター開設当初は、はがきやメールによる架空請求に関する相談が上位でありましたが、近年では、インターネットの普及やサービスの多様化等により、事業者の信用性、インターネット通販、解約に関する相談が上位を占めており、特に最近では、若い方からの副業に関するトラブルや、高齢の方からの訪問販売による外壁塗装、屋根工事についての相談が増加傾向にあります。

次に、相談のトラブル解決につきましては、専門的な知識を有した消費生活相談員が本

人からの聞き取りを行い、事業者との自主交渉の進め方など、具体的な解決方法について助言や情報提供を行っております。センターには法的強制力はないことから、高齢等で自主交渉が難しい複雑な案件などの場合には、事業者との交渉のあっせんなどを行い、相談者と事業者が互いに納得できる解決を目指しております。令和4年度の相談に対する対応としましては、助言が132件、情報提供が43件、あっせん解決が29件、他の機関への紹介が9件などとなっており、センターのみで解決が難しい場合には、上級機関である国民生活センターや県消費者法務専門員に助言を仰ぎ対応しております。また、還付金詐欺など特殊詐欺が疑われる場合には、阿波吉野川警察署と速やかに連携し、音声告知放送等により市民への周知喚起を行っております。消費者トラブルの解決には一日でも早い対応が有効でございますので、困ったときにはできるだけ早く消費生活センターへご相談いただくことが大切でございます。今後も、市民の皆様が安全で、安心して生活を送っていただけるよう、迅速で適切な消費者相談の充実を図るとともに、積極的な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、部長のほうから答弁がございました。ここ三、四年、年間にしたら240件から270件の相談があると。月平均20件余りあるということでございます。まだ、阿波市に開設してるの知らない方も含めると、もっと相談が来るんでないかなと、私は思っております。実は、私のところでも、還付金詐欺って後で分かったんですが、私国保なんで、高額医療の還付金の申込みが先月で終わってるんですけど、お忘れでしょうかという電話がございました、もう五、六年前なんでございますが。先月の話をして、もう締切り終わったんですがというて、もう駄目なんかなという思いをさせとって、しかしまだ間に合いますっていうな電話が来るんです。これも阿波市国保医療課の誰それですと、名字まで言うて丁寧な対応でございました。それも週末でございました、土曜か日曜だったと思います。もうこの庁舎も開いてないんですが、実は近所にコンビニがありますかという話で、それはあります。そしたら、今からでも間に合います、これから阿波銀の担当行員に替わりますって、しばらくお待ちくださいっていうと、また二、三分して、阿波銀行の誰それですと、また名前を名のってくるんですよね。近くのコンビニに通帳を持っていきますと、私のほうから、阿波市のほうから委託を受けておりますので、振込をいたしますので携帯電話を持って行ってくださいって。ちょっと私もふん

ふんというて聞きよたんですが、家内が、ほれ還付金詐欺とちやうでって、お父さん、風邪ひいたぐらいで高額医療に該当するはずがないって、ああ、それもそうじゃなあという話で。電話番号はどこかなあ、阿波市役所の電話番号かなと思ったら、非通知だったんです。ああ、非通知で来るんじやかと、後で向こうもたどられたらいかんということで、おたく、阿波市の国保医療課じやのに非通知で電話されるんでって言ったら、もうかちゃんと切っておしまいになりました。これ多分何百軒か電話したら、何軒か引っかかるんじやないかなあと思って向こうはやってるんじやないかなと思うんですが。非常に対応が上手で、市役所も県もですけど、担当職員は何々課ですって言って、名前を名のらない方もたまにはおるんですが、電話口では国保医療課の誰それですって名のって、非常に丁寧な対応をされました。つついませられそうになるような話しぶりでした。早速、私も、消費生活センターに、こんながありましたよって電話をいたしました。後日、消費者センターから、阿波市のケーブルネットを通じて、阿波市で何件か高額医療の還付金の電話がありますのでお気をつけくださいっていうことをACNで流していただきました。ああ、こういったことは大事だなあと私も思って、地元で消費生活センターがあるのは値打ちがあるなというようなことを思ったことがございます。よそにあることはうちにも来るんだなと思って、これは気をつけないかなあっていうな思いをしたこともございます。

そこで、今後の消費生活センターの運営はどのようにしていきたいかについてもご答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい吉田議員の代表質問の3問目、消費生活センターの運営状況についての再問、今後の運営方針はどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

消費生活センターでは、消費者行政、消費生活相談、消費者啓発を所管しており、現在、一般行政職員のほか、国家資格を有し、消費生活相談や消費者への啓発を担う消費生活相談員2名を配置しております。相談員は、多様化し続ける消費者問題に対応するため、国民生活センター等が実施する研修に積極的に参加するなど、常にスキルアップに努めております。当センターにおきましては、今後とも消費者の不安を払拭する支援拠点として、消費者からの相談を踏まえ、消費者に寄り添った解決に導けるようしっかりと運営してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。だますほうも非常に高度化しております。60代、70代、先ほど答弁がございましたが、市民の60代、70代で相談の過半数を占めているということでございます。インターネットを利用して疎い高齢者が狙われてるっていうところもございます。時代に応じた研修をしていただいで、阿波市で問題が出たらできるだけ早くケーブルネットで注意喚起をしていただければ、市民もまた注意して身構えることができるのでないかなと思いますので、ひとつ即時対応っていう方向で宣伝をしていただけたらと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（笠井一司君） これで、阿波みらい吉田稔君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3番野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 議席番号3番野口加代子、ただいまより一般質問をさせていただきます。市議会議員になり1年5か月が過ぎ、1年と6か月目になりました。市議となり今回で3度目の一般質問をさせていただきます。私の第2の人生、やりたいことや勉強すべきことがいっぱい山積です。どうかこれからもよろしくお願いします。

今回は、大きく3項目の質問をします。

1項目の質問として、新型コロナワクチン接種について、2項目めの質問、高齢者対策については、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題対策について、そして、3項目の質問として、仮称阿波スマートインターチェンジについて質問します。仮称阿波スマートインターチェンジの進捗状況はどのようになっているのか、また地域活性につながるような計画はあるのか、以上、3項目の質問をします。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症についての知識等の振り返りをします。

今はスマートフォンなどSNSで、知りたい情報が瞬時に得られる時代を私たちは生き

ています。とても便利ですが、誤った情報が混在している可能性もあり、注意も必要となっています。今から私がしゃべることは、一つの情報としてお聞きください。

今年の5月8日から、新型コロナウイルス感染症が法律上の位置づけで5類感染症となりました。4か月が過ぎました。変更ポイントとして4点。

1点目、5類感染症となり、政府より一律に日常における基本的感染対策を求められることはなくなりました。2点目、5類感染症となり、感染症法に基づく新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は、外出を控えるかどうかは個人の判断となりました。新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方についてとして、ほかの人にうつすリスクはどれくらいなのかでは、鼻や喉からのウイルスの排出期間の長さに個人差はあるのですが、発症2日前から発症後7日から10日間は感染性のウイルスを排出していると言われています。発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少する。そのことから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。また、排出されるウイルス量は、発熱やせきなどの症状が軽減するとともに減少しますが、症状軽減後も一定期間ウイルスを排出すると言われています。3点目、5類感染症となり、限られた医療機関のみ受診可能であったが、幅広い医療機関において受診可能になりました。4点目、5類感染症となり、医療費等については一部を除いて健康保険が適用され、1割から3割の自己負担が基本となりました。

先月の8月25日のメディアの情報によると、8月14日から20日までの1週間に報告された1定点医療機関当たりの患者数は、全国平均で約18人でした。お盆休みが影響したのか、5類移行後最多の患者数となっています。全国の1週間の新型コロナ定点患者数は約18人、前週の約14人から1.3倍程度に増加しています。新型コロナが5類に引き下げられ、患者数の集計方法が変わって以降、最も高い数字となっています。新たな入院患者数は1万3,135人、油断はできない状況です。そこで、コロナウイルス感染予防策の一つとしてのワクチン接種が、段階的に進められてきました。

そこで、質問です。

新型コロナワクチン接種について、1点目、現在のコロナワクチンの接種状況について。春開始接種は65歳以上の方と64歳以下の基礎疾患のある方を対象にワクチン接種が実施されていますが、春開始接種の接種率と、5歳から11歳の小児、生後6か月から4歳の乳児の接種率も答弁してください。

そして、2点目として、秋開始接種の接種体制と今後のワクチン接種についてを併せて

答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 野口議員の一般質問の1問目、新型コロナワクチン接種について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のご質問、現在のコロナワクチンの接種状況についてでございますが、新型コロナ対策の柱であるワクチン接種につきましては、令和3年2月に予防接種法の特例臨時接種として開始され、流行株の変異による感染力や重篤性の変化に応じて見直しを行いながら、流行株に対応したワクチン接種を行い、接種対象年齢についても拡大しながら取組を行っているところでございます。現在、行われておりますコロナワクチン接種につきましては、65歳以上の方や64歳以下の基礎疾患を有する方など、感染により重症化する可能性の高い方などを対象に春開始接種として接種が行われており、8月末現在の接種率は72.2%となっております。また、5歳から11歳までを対象とする小児接種につきましては、初回接種に当たる1、2回目では20.2%、3回目以降の追加接種では2.5%となっております。そして、生後6か月から4歳までを対象とする乳幼児接種につきましては、3回目までの初回接種を終了された方が1.3%となっております。

次に、2点目のご質問、秋開始接種の接種体制と今後のワクチン接種についてでございますが、国の方針では、9月20日以降に秋開始接種を開始することが示されており、対象者を初回接種が終了した全ての方とし、現在の流行の中心であるXBB.1.5株系統を含有する1価ワクチンを用いることが決定しております。本市におきましては、秋開始接種の接種開始日を9月25日とし、これまでと同様に阿波市医師会のご協力のもと、市内接種医療機関による個別接種で対応することとしており、接種を希望される市民の皆様が安心して接種できる体制を確保しているところでございます。また、高齢者の方を対象にワクチン接種予約の支援を行う臨時窓口につきましても市内4か所で設置し、円滑な予約が行えるよう支援してまいります。

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種につきましては、国の予防接種・ワクチン分科会におきまして、本年度の接種の方針を踏まえつつ、これまでの感染症の疫学的状況、ワクチンの有効性に関する科学的知見、費用対効果などが議論された上で、接種の目的や対象者などについての検討が行われることとなっておりますので、今後の国の動向に注意してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁いただき、65歳以上の方と64歳以下の基礎疾患のある方が対象の春開始接種の接種率が分かりました。繰り返しますが、8月末で72.2%の接種率なんですね。乳幼児の接種については、3回目までの初回接種を終了が1.3%、乳幼児の接種対象年齢は生後6か月から4歳で、初回の3回接種終了1.3%ととても低率なのですね。また、5歳から11歳までを対象とする小児接種にしても、1回目、2回目では20.2%、3回目以降の追加接種では2.5%と低いパーセンテージですね。

新型コロナワクチン接種についての2点目の質問の答弁、阿波市では9月25日から秋開始接種が始まるのですね。今後のワクチン接種についての流れを知ることができ、イメージができました。広報あわ9月号の4ページに、新型コロナワクチン秋開始接種のお知らせが掲載されていました。市民の方々は、市のホームページなどでも、今後も情報を得られますね。ワクチン接種は、個人個人の判断で、体調のよいときに受けてほしいです。副反応の発熱に対しては、脱水状態にならないように気をつけてください。私は、昔ながらの手作りをするのが好きなんです。梅干しと一緒に煮た水分いっぱいのおかゆや、いりこでだしを取った野菜がいっぱい入った雑炊は、おいしくて、体にもとても優しいんです。私は時々作り、食べています。

コロナワクチン接種に限らず、薬にも副反応が付き物です。現実問題として、コロナウイルス感染症パンデミックにて多くの方々が命を落としました。ここ数年、コロナ禍による日常生活などの維持ができず、自ら命を終わらせてしまう方々もいました。あちらこちらで問題山積の数年の月日が流れての今日です。また、コロナ罹患後の体調不良や、ワクチン接種による後遺症に悩んでいる方々があります。SNS上では、そのようないろいろな情報が流れています。現代社会は情報化社会です。うまく利用して、よい方向に進んでいけたらいいですね。可能な限り自分の身は自分で守ることも必要であり、大切だと思います。私たちは、体と心が健康でないと前に進めません。私の身内でコロナに感染したのは、別に住んでいる娘一人だけです。ホテル隔離生活を過ごしたようで、心身ともにとってもつらかったようです。また、ここ数年のつらかった経験が糧となり、未来に生かせる社会を望みます。

2つ目の質問に進みます。

高齢者対策について、団塊世代が75歳を迎える2025年問題の対策について、答弁

お願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 野口議員の一般質問2問目、高齢者対策についてのご質問、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題への対策について答弁をさせていただきます。

初めに、2025年問題とは、終戦直後の第1次ベビーブームのときに生まれた昭和22年から昭和24年の団塊の世代で、全国で約800万人が後期高齢者の年齢に達し、医療や介護など社会保障費の急増が懸念される問題を指すものでございます。本市の人口は、本年7月末現在、3万4,960人、高齢化率は38.5%であり、2020年の国勢調査では、2025年の高齢化率が39.3%になると予測されております。また、高齢者の増加及び生産年齢人口の減少から、介護従事者の不足が大きな課題となっております。そのため、介護支援員連絡会を年6回開催し、支援員の資質の向上や連携に努め、生活支援員や介護予防サポーターの養成を行い、人材の確保と育成に取り組んでおります。一方、高齢者の社会参加、生きがいづくりにおいては、市民の通いの場として、市内35か所、現在のところ5か所休止中でございますが、サロン活動の支援を行っております。

本市では、高齢者の医療や介護、介護予防、日常生活の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムを既に構築しているところであり、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けては、その中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能を充実し、介護予防や健康づくりなど健康寿命を延ばす取組を一層推進してまいります。今後におきましても、国、県と連携をしながら、高齢者が生きがいを持って自分らしく日常生活を営み、市民の一人ひとりが安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁をいただき、現状と課題、そして取組の内容の一部が分かりました。阿波市サロンマップを拝見しました。市内では、サロンは35か所、そのうち5か所休止中にて、30か所のサロンがあります。内訳としては、市場地区6か所のサロン、阿波地区11か所、そのうち3か所が休止中にて8か所のサロン、土成地区11か所、そのうち1か所休止中にて10か所のサロン、吉野地区7か所、そのうち1か所休止中にて6か所のサロンがあります。運営にはいろいろと課題も出ている状況です。これからも取組内容の充実をお願いします。引き続き、フレール予防の充実もお願いします。認

知症予防も大切です。これから健康寿命も延びますように、人生100年時代と言われていますが、現実は何かと厳しい状況が山積ですね。国の情報では、平均寿命、男性81.05、女性87.09、男性75歳の平均余命は12.04年、女性75歳の平均余命は15.67年、私自身、最近時々右膝が少し痛くなるんです。2年前の秋には、玄関先で右足を捻挫して、長い間痛みに悩まされました。年齢が上がるにつれて無理は禁物ですね。だけど、体や頭への刺激をせずに過ごすと、身体機能の低下を招きます。さじ加減が難しいですね。老化をいかにして遅らせるか、私は39年間看護師をしてきました、たくさんのお患者さんを診てきましたが、個人差はとても大きいです。老若男女を問わず、心身ともに強くなり、健康を維持、健康増進していきたいものですね。マンパワーの集結で、安全確保、安心確保を目指したいですね。特殊詐欺からも守れるマンパワーの育成も願います。世界に誇れる阿波市民憲章には、幸せになれるヒントが満載です。挨拶、笑顔いっぱい、親切、優しさ、元気いっぱい、人が輝くなどなど。

5つ目として、趣味や特技を磨き、教養を深め、心豊かな文化のまちづくりと上がっています。それでは、阿波市文化協会の会員さんが、生き生きと見せるボランティア活動をしています、見本です。今現在、120団体、1,300人の方が、いろいろ技を磨いて披露してくれています。ぜひ、文化祭にはたくさんの方が足を運んでほしいです。文化協会も年齢層が上がりました。だけど、最近若い方も入ってきてくれて、平均年齢が下がってきたような気がします。今期、黒川議員にも声をかけました。黒川議員はダンスが上手なんです。若い子たちの指導にも当たってます。これからまた披露してくれるときがあると思います。楽しみにしとってください。誰しも好きなことがあるのは幸せです。私は子どもの頃からとても花が好きです。花の世界を、私自身は皆さんと楽しもうと思っています。阿波市には、季節折々あちらこちらで花が咲きます。きれいに咲くには意味があるんです。その陰では、ボランティアの方が汗を流しています。

続いて、3点目の質問に入ります。

昨年の12月に起工式を行いました、仮称阿波スマートインターチェンジについてです。

現地では、既に工事が始まっているようです。その進捗状況がどのようになっているのか、これについて教えていただきたいです。また、完成後は地域活性につながるような計画があるのか、この2点について続けて答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 野口議員の一般質問の3問目、仮称阿波スマートインターチェンジについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

スマートインターチェンジ本体の工事につきましては、事業主体である西日本高速道路株式会社四国支社の発注により、工事に関する地元説明会を経て、本年2月に着工したところです。工事の主な内容としては、ランプ設置のためののり面掘削、その掘削土を用いた南側料金所付近の造成及び市道との交差部へのボックスカルバート設置等であり、現在はボックスカルバートを設置するために、一般車両の迂回をさせる工事を進めております。迂回路への切替えは、9月末の予定と伺っており、当面の間、市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

加えて、本市においても、関連するアクセス道路の整備を行っており、工事の主な内容としては、インターチェンジへの進入レーン新設に伴う道路拡幅、また、市道北側への歩道設置等であり、現在は迂回路の接続先となる市道の盛土工事を進めております。

現状において、関連する市道の改良を含め、仮称阿波スマートインターチェンジの工事全体は順調に進捗しているものと認識しており、引き続き西日本高速道路株式会社四国支社と連携を図り、一日も早い供用開始を目指してまいります。

続いて、2点目のご質問、地域活性につながるような計画はあるのかでございますが、仮称阿波スマートインターチェンジは、新鮮な農産物の流通、新たな企業誘致による雇用の場の確保、観光のアクセス性の向上、災害時の迅速な救援活動など様々な効果が期待できる地方創生の起爆剤であり、4車線化が進む徳島自動車道と相まって、その波及効果はさらに大きくなるものと考えています。とりわけ、企業誘致におきましては、良好な交通アクセスが大きな強みになることから、しっかりPRするとともに、市外からのアクセスが向上する本市の観光資源について、計画的に情報を発信してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） ただいま建設部長より、仮称阿波スマートインターチェンジについて、その進捗状況と地域活性化について答弁をいただきました。

スマートインターチェンジには、様々な整備効果があって、できること自体が地域活性化につながることを理解しました。ここで、私からの提案をさせていただきます。

スマートインターチェンジは市場町内です。市場町は、過疎地域に認定されています。地域活性化をどうすれば活性化の流れに移していけるのでしょうか。午前中の代表質問で

の原田定信議員の提案、観光行政について、とてもうれしく聞いていました。誰もが立ち寄りたくなるインターチェンジエリア、お金を使ってもらえる観光エリア、すてきなトイレがある、ドッグランがある、災害時も貢献できるエリアとなってほしい。広大な地に老若男女が集う、キャンピングカーが利用の有料RVパークが欲しい。電源があれば、イベント開催に大いに役立ちます。キャンプができるエリア、若い子はピザ窯が欲しいといます。剪定でできた木を利用して燃やしませんか。持ち寄りサロンで芋煮会もしてみたい。気軽に子どもたちの遠足場所ができたらいいのになあ。避難訓練を兼ねて、遊びながら持ち寄りバーベキューパーティーをしたいなあ。可能なら、過疎債など使って、楽しいエリアが誕生してほしいと市民は願っています。夏に泥んこバレーがありました。建設部長、高田部長のバレーの審判をしている姿はとても格好よかったです。田んぼ1枚、泥んこバレーがいつでもできるようにしてはどうでしょうか。いろいろ頭に浮かんだり、いろんな方がアイデアを持ってきたりしてくれています。

これで、仮称阿波スマートインターチェンジについての質問は終わります。

あと20分あります。少し時間をください。

私からのお知らせです。10月9日、センターパーク、市役所の北側で2回目があります。観光協会主催です。アエルワ館内でも手作り市がマルシェをされます。とてもすてきな作品がたくさん来ると思います。市役所の方、部長、課長、奥様を連れて見に来てください。買ってあげてください。食マルシェでは、武澤議員の美～ナスの天ぷら、去年もすごく好評でした。今年もしてくれるそうです。皆さん楽しみに、お客さんで来てください。あとは、先ほども言いました、ボランティアでは、団塊の世代の方が、すごいたくさんの方が活躍してくれています。だけど、人間ずうっと元気だったらいいんですけども、体って老化していくんですね、私自体も何か少しずつがたがきていますけど。そういうので、またそういう協力者というか、若い方、例えば新町川とかでは、最近学生さんを投入して川のごみを拾っているとか、だからまた阿波市でも高校とかもありますし、そういう方たちを声かけして一緒にできたらいいなと思います。私自体、このボランティアが24日に入っています。後藤議員も声がかかって行くんですね。市場公園のこの斜面のシバザクラですけども、いつも新聞に載ったりしていますけれども、植栽をするようですよ、24日で。そして、それには応援し隊、徳島農山漁村応援し隊の方々来てくれるということです。だから、そういうボランティア活動でも、私の希望としては、市の職員とか、地域の方とかが参加できるようになったらいいのになあと思います。あそこの市場図

書館のところは、シバザクラのところは、月1の月曜日に早朝からボランティアの方が四、五人されてます。団塊の世代と言わず、80歳という方がされてます。私はもう数回しか参加したことがないですけど、いろんな方が阿波市内あちこちで美化活動にご尽力してくれています。本当に頭が下がる思いです。だから、これからそういうふうな感じで、阿波市がマンパワーで美しくなってほしいと思います。しゃべり出したらずっとしゃべるかもしれませんので、これぐらいで終わります。

私の一般質問は終わります。また、よろしくをお願いします。

○議長（笠井一司君） これで3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告させていただきます。

本日、午前の代表質問で、志政クラブ原田定信君の発言の中に、一部不穏当と認められる部分がありましたので、後刻会議録を調査の上、処置することといたします。

次に、8番後藤修君の一般質問を許可いたします。

8番後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから、8番後藤修が一般質問をいたします。

いつもでしたら、1問目は、地域公共交通について質問をしておりますが、今回はあわめぐりの利用者アンケートが集計中であるということ、また高齢者向けネット予約の講習会をするとの情報もありましたので、その点も注視しながら次回に質問したいと思います。

今回の質問は、大きく分けて4問の質問をさせていただきます。

1問目は森林環境譲与税について、2問目はがん検診・特定健診について、3問目は空き家・空き地の雑草等に対する適切な管理について、4問目は市民のためのデジタル化の推進についてです。

まず、1問目の森林環境譲与税についてです。この森林環境譲与税については、本議会に請願として竹内議員より提出されています。森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する請願に関連していますので、理事者にはその点も踏まえ

分かりやすく答弁願います。

1点目の質問として、森林環境譲与税の算定基準はどのようになっているのか、2点目の質問として、活用状況と執行状況はどのようになっているのか、この2点について森産業経済部長、答弁願いたいと思います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 後藤議員の一般質問の1問目、森林環境譲与税について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の、森林環境譲与税の算定基準はどのようになっているのかについてでございますが、森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から平成31年3月に創設され、その財源となる森林環境税は、来年、令和6年度より、国内に住所を有する個人に対し、個人住民税の均等割に合わせて年額1,000円が課税される予定となっております。

議員ご質問の森林環境譲与税の算定基準につきましては、森林環境税総額の1割が都道府県に、9割が市町村に配分され、そのうち10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を林業就業者数で、10分の3を人口でそれぞれ案分されたものが各市町村に譲与されます。

次に、2点目の、活用状況と執行状況はどのようになっているのかについてでございますが、森林環境譲与税は、森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、令和元年度から前倒しで譲与されており、本市ではこれまで合計約4,488万円の譲与を受け、森林の維持管理に必要な境界の明確化、間伐といった森林経営管理事業、林道の整備及び維持修繕といった林道整備事業、さらに本市では、阿波の土柱周辺の松林保全のため、松くい虫防除対策及び被害木の伐倒などの森林病虫害等防除事業にも活用しております。

執行状況につきましては、譲与税額4,488万円のうち、3,944万円、約88%を執行しており、残りの544万円につきましては、森林環境譲与税基金に積立てを行い、必要に応じて基金を取り崩し、適正かつ迅速に事業を行うこととしております。なお、年度ごとの森林環境譲与税の用途や執行状況につきましては、阿波市ホームページで公表させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 森産業経済部長より答弁いただきました。

算定基準として、1割が都道府県、また9割が市町村に譲与されており、そのうち3要素をもって案分していることも分かりました。請願の要望でも、森林の多い地域への森林譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しをすることとあるように、3点目の要素である人口割により、森林の多い山間部より森林が少ない都市部に譲与税が配分されている状況が見えてきました。令和4年の実績では、横浜市約4億円、次いで浜松市約3.2億円、大阪市約3.1億円と、上位の市町村は政令指定都市であり、一部自治体から大都市が受ける多額の配分金に異論が出る議会ができました。ちなみに、令和4年度の阿波市の森林環境譲与税は約1,415万円と聞いております。今後、本市にとって譲与税が増額できるような算定基準になるよう、請願にも賛同したいと思います。

次に、2問目の答弁では、阿波市として、令和元年から令和4年度で合計約4,488万円が譲与を受けた。その中で、境界の明確化、間伐、林道整備及び維持修繕などに必要な事業として活用されていることも分かりました。しかし、執行状況は約88%であり、544万円余りが基金として積立てを行っている状況であり、次にどのような事業に活用するかは、来年度の譲与される森林環境譲与税も含めて気になるところです。

そこで、再問として1点、今後は森林環境譲与税をどのように活用するのかについて、続けて森産業経済部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 後藤議員の一般質問の1問目、森林環境譲与税についての再問、今後は森林環境譲与税をどのように活用するのかについて答弁をさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、本市においては引き続き森林の保全のための除間伐や林道整備を進めるほか、加えて森林保全の重要性を広く認識していただけるよう、市内小・中学校に間伐材を利用したベンチやテーブルなどの木製品の配布、また、本市産、県産材の利用推進や、木育、植樹などにも活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 森産業経済部長より答弁いただきました。

様々な有効な活用法を示していただきました。私も、他の自治体での実績を調べてみましたので、一部紹介したいと思います。

公園整備も兼ねて、木製遊具やアスレチック、看板やあずまやの設置、こういうものもありました。また、野生鳥獣による被害を防止するために、鳥獣用侵入防止柵の設置、こういうものもありました。観光資源としても使える森林遊歩道、トレッキングの整備など、このような事業もできるのではないかと思います。これについては、縣市協調、近隣市町とも協調してできる事業ではないでしょうか。限られた予算ですが、計画的に優先順位をつけて、できる限り執行していただけるようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、がん検診、特定健診についてです。

先日、妻と健診について話をしていると、吉野川市や徳島市、石井町は、乳がん検診や子宮頸がん検診の受診券を対象者全員に送付している。なぜ阿波市は受診票や予診票を送付しないのかと聞かれました。また、受診票を請求しないと受け取れないのであれば、当然その受診率は下がり、がんになるリスクは高くなるはず。子育てするなら阿波市、18歳以下の医療費無料は本当にありがたいことです。しかし、子どもを育てる親の健康はどうなるのでしょうか。

そこで、質問したいと思います。

1点目、受診票の送付及び受診率はどのようになっているのか、次に2点目、受診率を高めるための施策にはどのようなものがあるのか、以上2点について稲井健康福祉部長、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 後藤議員の一般質問の2問目、がん検診、特定健診について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のご質問、受診票の送付及び受診率はどのようになっているのかについてでございますが、がん検診につきましては、健康増進法で定められている、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん検診を、徳島県のがん検診実施要領に基づき実施をしております。それぞれの対象年齢は、各部位によってかかりやすい年齢を考慮し、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は二十歳以上、前立腺がん検診は50歳以上と定められております。

議員ご質問の受診票の送付につきましては、封書により阿波市内全戸にお知らせと申込書を毎年5月初旬に配布し、申込みのあった方には受診券や問診票を送付いたしております。

す。また、41歳を迎える女性に乳がん検診を、21歳を迎える女性には子宮頸がん検診の無料クーポン券を同時期に送付をしております。

また、受診率につきましては、市が実施しているがん検診の受診率であり、職場の福利厚生や独自の保健事業によるもの、任意で受診する人間ドック等によるがん検診は反映されておりませんが、過去3年間の各がん検診受診率の平均は、肺がん6.9%、胃がん4.6%、大腸がん5.5%、乳がん8.3%、子宮頸がん7.6%、前立腺がん5.3%となっています。

続いて、特定健診につきましては、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した健診として開始され、40歳から74歳までの国保被保険者を対象に行っており、受診券については毎年7月初旬に通知しています。また、受診率につきましては、過去3年平均で36.5%となっています。

次に、2点目のご質問、受診率を高めるための施策にはどのようなものがあるかについてでございますが、本市の健診体制といたしましては、がん検診、特定健診を同時受診できる集団検診を年10日実施しており、がん検診は種別によりますが、阿波市内と県内広域化医療機関で受けることができます。肺がん検診については、市内を検診車が巡回する巡回検診も行っております。また、国保の方を対象に、人間ドックや20歳から39歳の方を対象としたフレッシュ健診を行っております。

議員ご質問の受診率向上のための取組といたしましては、特定健診の未受診者に対する電話による受診勧奨や、こども園、小・中学校の子どもさんを通して、保護者の方へ受診勧奨のチラシの配布を行ったり、各種団体の集会やイベントなどにおいて受診勧奨を実施しております。また、市内の店舗や公共施設等において、ポスターの掲示を80か所から100か所へ拡大し、普及啓発を行っております。今後とも、受診率向上に努め、がんの早期発見、生活習慣病の早期治療につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 稲井健康福祉部長より答弁いただきました。

がん検診については、徳島県のがん検診実施要綱に基づき実施している。また、受診票については、申込みのあった方に受診券や問診票を送付する、また乳がん検診と子宮がん検診については、対象年齢の方に1回無料クーポンを送付、生涯に1回というふうな話だったと思います、をしていると。がん検診の受診率は、3年間平均で、乳がんが8.

3%、子宮頸がんが7.6%、るる説明していただいたと思います。特定健診の受診率は、国保の対象者にて、3年間平均で36.5%ということでした。

2点目の答弁では、受診率を高めるための施策については、がん検診と特定健診を同時受診できる集団検診などを上げていただきました。その他として、特色のある取組として、受診勧奨のチラシの配布、このチラシについては、私も現物を見させていただきました。チラシは2種類あり、こども園の児童には、あわみちゃんの塗り絵ができるようなもの、また小・中学校の生徒が持って帰るチラシには、メッセージが書けるようになっており、保護者に健診を受けてもらいたい、そんなメッセージを読んだ保護者が、子どものメッセージを読んで来ましたよと言っていただけ、そういう場面もあったと聞いております。受診勧奨のチラシの配布、今後も続けていただきたいと思います。

まとめとしてパネルを作ってきましたので、見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

乳がん、子宮頸がん検診について、その検査費用と一部受診率を合わせた表になっております。受診券の送付について、阿波市は申込みがあれば個別に送付、それに比べて、吉野川市、石井町は、対象者に全員送付となっています。検査費用等は、乳がん検診と子宮頸がん検診だけを上げていますが、阿波市、吉野川市では1,200円から1,500円の費用がかかります。ここで、目を引くのは石井町です。乳がん検診、子宮頸がん検診とも自己負担なし、無料です。また、先ほど稲井健康福祉部長の答弁にありました、乳がん検診の受診率、本市は8.3%、石井町は、赤で書かせていただいています、10.7%、子宮頸がん検診に至っては、本市7.6%、石井町においては17%と大きく開きがあります。この表だけでは、受診券の送付の影響か料金が無料の影響なのか十分分かりませんが、その両方を実施している石井町は、受診率について大きく本市と水を空けているのが現状ではないでしょうか。ちなみに、石井町は、がん検診については、胃がん検診の一部を除いて、その他のがん検診は無料となっています。石井町のようにがん検診がほぼ無料にできないか、そんな無理は言いません。とはいえ、本市においても、受診券や問診票を対象者全員に送付する試みも検討してみてもはどうでしょうか。妻はこうも言いました。乳がんで、ステージ4、胸がただれて痛々しい人を見た。なぜもっと早く乳がん検診を受けなかったのか。先ほども言いましたが、受診票が来ることで、検診に行く人が一人でも増える可能性はあると思います。お知らせの案内を送ることも大事ですが、受診票を対象者に直接送ることで、受診したいと思うハードルの高さが変わってくるのではないですか。

早期発見、早期治療の第一歩は、受診票を対象者の手元に届けることが重要ではないでしょうか。本市としても受診率のデータを分析して、検討していただければと思います。この項については、これで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、空き家、空き地の雑草等に対する適切な管理についてです。

空き家、空き地の問題については、今に始まったことではないですが、民法により、管理は所有者に責任が生じるものであり、市として抜本的な対策を講じることが難しい状況と推測します。また、相続未登記や所有者不明の空閑地が多くなっているこのような状況は、地方のみならず都市も含む社会全体の問題でもあり、少子・高齢化の進行に伴い、相続未登記や所有者不明の土地は今後も増加し、土地が管理されずに放置される、雑草等の影響により、地域における衛生面や安全面の悪化が懸念される状況ではないでしょうか。

そこで、今回、民法233条、竹木の枝の切除及び根の切取りが改正されたことにより、以前と本市の対応がどのように変わったのか、また変わっていないのか、それが今回知りたいところです。

そこで、1点目の質問として、民法改正に伴い、市としてどのような対応を取っているのか、2点目の質問として、相続未登記や所有者不明の空閑地に関しては、どのような雑草等の対策を今後進めるのか、以上2点を、岩野市民部長、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 後藤議員の一般質問の3問目、空き家、空き地の雑草等に対する適切な管理について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の、民法改正に伴い、市としてどのような対応を取っているのかについてでございますが、空き家や耕作放棄地などから草木が生い茂り、隣地からの草木の越境や害虫の原因となるとの相談を市民の方からいただくことがあります。原則として、私有地間の草木の越境については、基本的に当事者間の問題となりますので、市で直接除草などの対処はできません。そのため、従来からの市の対応としましては、必要に応じて農地の保全管理や生活環境保全の観点から、所有者等に対し、文書にて、除草や枝打ちなど所有地における草木などの管理を依頼しておりますが、この依頼にも法的な強制力がないものであります。民法の改正では、令和5年4月から、越境された土地の所有者は、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したにもかかわらず、相当の期間が経過しても切除

しないときなどには、枝を自ら切り取ることができるようになったところですが、この民法の規定に基づく越境した竹木の枝の切除につきましても、引き続き当事者間の問題となりますので、市の対応が何ら変わるものではありません。

続きまして、2点目の相続未登記や所有者不明の空閑地に関しては、どのように雑草等の対策を今後進めるのかについてでございますが、土地の管理につきましてはその所有者が行うことが基本でありますので、所有者に代わって市が具体的に対処することは困難であり、相続未登記や所有者不明の土地であればなおのこと、現状における個人の財産に対する市の対処はさらに困難となります。近年、所有者不明の建物や土地などが多く発生し、土地の管理がされずに、隣接する土地への悪影響が発生するなどの問題があることから、国において法律が整備され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されるなど、所有者不明土地の対策も進んでいる状況であります。繰り返しの答弁となりますが、土地の管理はその所有者が責任を持って管理していただくことが基本でありますので、現状では相続未登記などの土地において、市が具体的に取り組むことは困難でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 今、市民部長から答弁いただきました。

1点目の答弁では、民法は改正されても、原則として私有地間の草木の越境については、当事者での問題を解決していただくという趣旨の説明だったと思います。2点目の答弁においても、相続未登記や所有者不明の土地であれば、市の対処はさらに困難ということでした。この2点の答弁は、私もある程度予想していたものですが、本市においても、できることがほかにもあるのではないのでしょうか。（パネルを示す）

このパネルは、法務省のホームページから印刷したもので、新民法233条をイラストも入れて分かりやすく開設したものです。いろいろなことについて調べてみると、あちらこちらの市町等のホームページで、この内容をリンクして、広く一般に開示しているものを見ました。残念ですが、阿波市のホームページの中には、この内容を含む233条の記事は見つかりませんでした。233条が改正されたことを市民が知ることで、市民が自ら行動して環境整備に努めていただくこともできるのではないのでしょうか。できればこういうふうな内容を、広報あわやACN、LINEなどの媒体を利用して、市民に広く広報していただければと思います。また、他の市の試みとして、弁護士を招いて法律相談の窓口

を開設している市町村や、法テラスの案内をしているところもありました。草木が生い茂って、越境しているのは、民地と民地だけではありません。今回は、空き家、空き地から隣の家に出ているような問題について取り上げましたが、実際は空き家、空き地から市道、県道に出ている草木、そのほかにも、農地から道路に草木が越境してるものなど様々な例があると思います。この点についても、調査研究する必要があるのではないのでしょうか。検討をお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。

次に、市民のためのデジタル化の推進について質問をしたいと思います。

政府は、令和3年6月に、デジタル田園都市国家構想を閣議決定し、昨年12月には、デジタル田園都市国家構想が目指す社会の実現のため、2023年度から2027年度までの5年間の総合戦略として、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。デジタル田園都市国家構想とは、デジタル実装を通じて、地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、全ての人がデジタルのメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現するという構想であります。デジタルの力を全面に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性、利便性を兼ね備え、誇り豊かな暮らしと持続可能な環境社会、経済の実現を目指すということでございます。また、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、デジタル田園都市国家構想を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力の向上実現に向けた地方公共団体の取組を国が交付により支援するものとして、デジタル田園都市国家構想交付金がございます。本市では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、今年度、公共施設予約システムあるいはLINE電子申請サービスの導入事業を進めていると聞いております。LINE電子申請については、今月からサービスが開始し、様々な証明書を自宅や外出先などからスマートフォンを使って申請できるようになっており、非常に便利なシステムとなっており、一方公共施設の予約については、現在市役所窓口には対応できないことから、公共施設予約システムが導入されれば、今後自宅などから施設予約ができるようになり、市民サービスの向上につながり、市民の方にとってもデジタル化のよさが実感できると思います。

そこで、今現在、公共施設予約システム導入における進捗状況、並びに今後の予定について詳しくお聞かせ願えたらと思います。これについては、坂東企画総務部長より答弁願いたいと思います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問4問目、市民のためのデジタル化の

推進について、公共施設予約システム進捗状況並びに今後の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、市の公共施設を予約する場合、市役所もしくは支所の窓口へ足を運んでいただき、予約手続をしていただく必要があります。こうしたことから、市民の皆様の利便性の向上のため、今年度より国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、公共施設予約システムの導入を進めている状況でございます。

進捗状況でございますが、プロポーザル方式により業者を選定し、6月にシステム導入に係る委託契約の締結を行い、システムの構築を進めており、広報あわ9月号でもご案内をさせていただいておりますが、まずは市民の皆様には10月より公共施設の空き状況のみをインターネット上から閲覧できるサービスの開始を予定しております。引き続き、鋭意システムの構築を進め、予約機能が整備でき次第、一日も早くインターネット上から公共施設の予約が可能となるサービスを提供してまいります。今後とも、市民の皆様により利便性の高い行政サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

業者はプロポーザル方式により決定し、現在システムの構築を進めているというところで、市民サービスの利便性の向上並びにデジタル化の恩恵を享受できるよう、今後も引き続きよろしく願いいたします。

次に、再問として、今、坂東企画総務部長よりご答弁いただきました、行政のデジタル化が計画的に進んでいるということで、市民生活がより豊かなものとなるよう取り組んでいただいております。また、オンライン申請が進んでいる状況ではありますが、今後窓口におけるデジタル化も早期に進めていただきたいと思います。本市では、住民票、印鑑登録証明書については、コンビニでもマイナンバーカードを活用して交付ができるようになっております。また、今月から、LINEを活用した電子申請サービスも開始しており、デジタル化の恩恵を実感しているところです。しかしながら、市役所の窓口では、通常必要な証明書を交付してもらうためには、それぞれの窓口で、それぞれの申請書の記入が必要であり、種類の違う証明書が必要であれば、その都度申請書に記入する必要があり、何度も名前、住所、生年月日を記入しなければならず、市民の皆様の大きな負担につながっているところです。こうした市民の手間を省き、負担軽減のために、申請書の作成

を支援する書かない窓口を導入してる自治体は全国的に増えてきております。書かない窓口とは、申請者が住民票など各種証明書の発行や引っ越しなどの届出の際に、マイナンバーカードなどの身分証明書、最近ではスマホなんかも入っていると聞いておりますが、それを職員が申請者に氏名、住所、生年月日等の情報を聞き取り、確認しながら必要事項を記入し、申請書の作成を行います。複数の証明書が必要な場合でも、一括で申請できます。申請者は印刷された申請書を確認し、誤りがなければ署名欄に名前を記入していただくことで手続きが完了します。これに関連して、このほど総務常任委員会においても、総務常任委員長の武澤委員長からの提案で、千葉市において書かない窓口、これについての視察を計画しているところです。

そこで、今後、本市においても、書かない窓口を検討してみてもはいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の4問目、市民のためのデジタル化の推進についての再問、書かない窓口を検討してみてもはに答弁させていただきます。

先ほど、後藤議員も申されたように、令和3年、2021年9月に、デジタル庁が発足いたしました。デジタル庁の本気度というのが、最近の今年の5月8日、コロナウイルス感染症が5類に格下げされたということで、この3年間もう大きく影響して、デジタル化の推進が図られております。こういった中で、行政のデジタル化っていうのは、事務の効率化ですね、それと生産性の向上っていうんですかね、それを含めて市民のいろんなことを、市民のためのサービスの維持、そして向上ができれば一番よいというようなことで考えております。そして、デジタル庁においても、発足当時は500人弱の人数でしたが、昨年度は700人を超えた職員、今年度においては1,000人と、内訳においては、1,000人の中で約半分が行政経験者と、約半分が民間経験者ということで、国の本気度が表れております。

こういったことで答弁させていただきますと、書かない窓口とは、一般的に証明書発行時において、職員が市民からの聞き取りやマイナンバーカード等の活用によって申請書を作成し、市民は内容確認と署名のみとする窓口でございます。本市におきましても、このようなマイナンバーカードを利活用しての行政支援は、手続の短縮といった市民の皆様の立場に立った負担の軽減はもとより、受付窓口での審査及び修正などに係る事務負担が軽減され、部局をまたいだ職員の効率的な業務の推進も図られると考えております。今年度

におけるデジタル田園都市国家構想交付金の採択状況を見ましても、全国60団体以上の市町村が本年度中の導入を進めており、書かない窓口が業務の自治体におけるデジタル化の重要な施策となっております。

このような中、今年度、本市では、内部職員で構成する阿波市デジタル推進PT会議におきましても、行政のデジタル化の重要課題の一つとして、書かない窓口の導入について議論を進めている状況でございます。行政のデジタル化に向けた重要な役割を担う本市のマイナンバーカードの交付率は、先ほども答弁いたしました、令和5年7月末現在では74.7%であり、現時点での申請を含めると、市民の皆さんの8割以上がマイナンバーカードを取得する見込みとなっており、行政のデジタル化のメリットを市民の皆様が実感できる環境が整いつつあると考えております。このことから、書かない窓口を含め、様々な行政サービスにおけるデジタル化について、本市の実情や財源の確保など、あらゆる角度から研究を重ねてまいりたいと考えております。

今後とも、市民の皆さんの利便性の向上に加えて、行政の業務の効率化に向けての行政のデジタルトランスフォーメーションの推進をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） ありがとうございます。町田市長よりご答弁いただきました。

市長の言葉からは、書かない窓口の導入がデジタル化推進プロジェクトチームの課題に、議題に上がっており、デジタル化の重要課題の一つとして協議を進めている状況だということで、大いに期待しております。本市においても、デジタルツールを有効活用して行政のデジタル化を推進させることにより、市民サービスの向上、業務の効率化など行政サービス、DXを進めていくことが、これからの行政運営やまちづくりに求められております。今後も、引き続き町田市政のもと、デジタル化推進プロジェクトチームを中心に、本市に見合ったデジタル化を進めていただき、誰も取り残されることのないデジタル田園都市国家構想の趣旨に沿った取組を継続していただきたいと思っております。

これで私の全ての質問を終わりたいと思っております。

○議長（笠井一司君） これで8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

午後3時47分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

9番坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

マスクを着用して一般質問を行いたいと思います。お聞き苦しいところがあるかも分かりませんが、ご了解いただきたいと思います。

それでは、最初の質問、令和4年度決算状況と今後のまちづくりについてであります。

高齢化、人口減少が進む中、多くの地方公共団体が財政の悪化に直面しております。財政状況の悪化の要因は、大型公共投資によって多額の負債を抱えていることが多いと言われておりますが、こうした原因の背景には、人口減少や高齢化があるものと考えられます。こうした状況の中、平成21年4月に、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方自治体財政健全化法が施行され、地方公共団体の財政の健全度を示す4つの比率、健全化判断比率が新たに定められました。

阿波市の財政状況については、今議会に提出されている令和4年度一般会計歳入歳出決算書や、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率を見ても、比較的健全な状況にあると感じております。しかし、今後を見据えると、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格、物価のさらなる高騰の可能性など、予断を許さない状況が続くことが見込まれます。また、少子・高齢化の進展による扶助費や医療、介護特別会計への繰出金の増加が想定され、厳しい財政状況を余儀なくされると考えております。さらには、市町村合併に伴う国や県の合併支援措置も減少し、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズに応える必要があります。そのため、第4次行財政改革大綱に掲げている市民主体の市政の推進、持続可能な財政基盤の確立、効率、効果的な行政システムの構築に今まで以上に不断の執行が求められますので、全庁一丸となって頑張りたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1点目の健全化判断比率も含めた令和4年度決算の特色について。2点目の財政状況を評価する指標としてよく用いられている財政力指数と経常収支比率について、坂東企画総務部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問1問目、令和4年度決算状況と今後のまちづくりについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の健全化判断比率も含めた令和4年度決算の特色についてでございますが、令和4年度決算におきましては、令和3年度より若干減少となったものの、同規模程度の決算となっており、市民の皆様の安全・安心、子育て支援や地方創生など、各種施策に着実に取り組んだところでございます。

歳入面におきましては、令和2年度のピーク時の交付額より減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、加えて自主財源となるふるさと納税につきましては、返礼品の拡充に取り組んだ結果、納税額は過去最高となる9,279万7,000円を確保することができました。

次に、歳出面におきましては、コロナ禍に加え、エネルギー関連や食料品等の物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様の経済的支援を行いました。具体的には、1人当たり6,000円の地域振興券の発行を行い、本市の基幹産業である農業分野においては、個人の農業経営者に5万円、農業法人に10万円をそれぞれ給付し、支援を行いました。さらに、低所得の子育て世帯に対しましては、児童1人当たり国の特例給付金に加え、本市独自で5万円を上乗せしまして、合計10万円を一括給付し、支援を行ったところでございます。

令和4年度一般会計決算につきましては、歳入総額は、対前年度比6.0%減の211億6,351万7,000円、歳出総額は、対前年度比6.1%減の202億1,143万円、歳入歳出差引き額は9億5,208万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は8億923万8,000円の黒字となっております。

次に、令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率につきまして、順次説明をさせていただきます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですが、全ての会計が黒字決算でありますので、数値はありません。

実質公債費比率は7.7%と、昨年度に比べ0.1ポイントの減となっており、元利償還金や一部事務組合に対する負担金の減少によるものでございます。

将来負担比率は、負債額より資産とされる額のほうが多いため、将来負担比率の数値はありません。

健全化判断比率につきましては、いずれの数値も早期健全化基準の範囲内となっております。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足の状況ではないことから、資金不足比率はありません。

次に、基金現在高につきましては、令和3年度末現在高から5億8,039万9,000円増の146億5,715万5,000円となり、地方債現在高につきましては、13億3,815万9,000円減の189億2,091万1,000円となっております。

ただいま答弁をさせていただいたとおり、令和4年度における本市の財政指標から、現段階では健全な状況を維持しているものと判断しております。

次に、2点目の財政力指数と経常収支比率についてでございますが、まず財政力指数は普通交付税の算定上で計算されるもので、令和4年度の財政力指数は0.35となっております。

次に、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を測定する比率で、令和4年度の経常収支比率は96.5%となっており、公債費の増加や普通交付税、臨時財政対策債の減少などにより、前年度より5ポイント増加しております。

今後も、少子・高齢化対策や公共施設などの修繕、社会保障関連経費の増加が見込まれることから、財政基盤のさらなる強化が必要と考えており、第4次阿波市行財政改革大綱、阿波市行財政改革推進プランに基づき、徹底した歳入確保と経費の削減にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

阿波市が誕生して18年目に入っており、今回で17回目の決算を終え、現在阿波市が比較的健全な状況にあり、市民の安全・安心、子育て支援や地方創生など、幅広い市民ニーズに対応しながら事業実施がなされていることはよく分かりました。持続可能な財政運営を推進するには、人口減少対策をはじめとする様々な課題や施策を認識した上で、各事業に取り組む必要があります。また、今後の公債費負担の抑制のため、財政措置のない地方債はもとより、普通交付税措置率が低いものについても、今後は発行額を抑制していくことも重要であると考えます。厳しい財政状況のもとで、今後も行政サービスを安定して提供していくためには、財政力の弱い地域でありますので、自主財源の確保や民間活力の

導入などに取り組み、健全財政を維持していただきたいと思います。

それでは、再問いたします。

4点目の、市長就任4か月であります。市長になり取り組んだこと、及び令和4年度決算を踏まえ、町田市長が掲げている、次世代につなぐ魅力あふれる阿波市の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、町田市長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の1問目の再問、市長になり取り組んだこと、令和4年度決算を踏まえた今後のまちづくりについて答弁させていただきます。

最初に、4月24日に市長に就任させていただき取り組んだこととして、予算編成面では、直ちにコロナ禍や物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を解消できるよう、迅速に対策を進めてまいりました。具体的には、5月15日開催の市議会臨時会において、国の補助事業と連携して、市単独で対象者を拡充し、住民税非課税世帯など低所得者世帯に対し1世帯当たり3万円を支援する事業や、低所得の独り親世帯や住民税非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支援する事業を提案し、ご承認をいただいたところであります。さらに、6月定例会におきましては、エネルギー価格の上昇による市内商工業者の経済的負担を緩和するため、高圧受電の契約電力に応じた支援金の給付や、小・中学校の保護者の皆様の経済的負担を軽減するため、学校給食の食材調達における物価高騰分の支援に取り組んでまいりました。

次に、こうした中、私の公約である市民の皆様とスクラムを組み、市民が主役のまちづくりをしていくために、阿波市まちづくりミーティングを開催することとし、現在、その募集をしております。複数の参加者から募集があり、調整を行っているところでございます。対象者は、市内で活動されている団体、グループ、高校生の部活動などで、参加者が10人以上見込まれることとしており、多くの市民の皆様が市政運営に積極的に参加していただきたいと考えております。

次に、阿波市の職員、優秀な方がおると感じておりますが、さらなる人材育成やスキルアップを図るために、職員研修の内容を昨年度と変更いたしました。従来の研修に加えまして、講師を自ら人選し、行政職員のスキルアップに関しての一人者でございます。東京の大学のマニフェスト研究所の事務局長に依頼をしました。研修内容といたしましては、今月はタイムマネジメント、効率的な時間を使って市民サービスに努めるというような趣旨でございます。10月は、政策立案向上としております。加えて、本市の根幹をなす財

政研修会も、新年度予算編成前の今月後半に、中・長期財政計画を中心に、今月後半に財政課を中心に実施することといたしております。これらによって、全職員の共通認識を図り、市民が主役のまちづくりの実践をできる組織の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、令和4年度の決算分析をしてみますと、先ほど詳しくは企画総務部長のほうから申し上げましたが、公債費が増加したり、経常収支比率も上がってきております。しかしながら、財政の健全度を示す健全化判断比率が早期健全化基準の範囲内であることや、基金残高は増加し、起債残高も減少したことから、現段階では本市の財政状況は健全であると考えております。

一方、中・長期的な視点から考察しますと、市町村合併に伴う国や県の財政支援措置も合併特例債の令和7年度までの活用を残すのみで、高齢化の進行に伴う社会保障費の増大に伴い扶助費は増加傾向にあることから、限られた財源の中で人口減少問題や多様化する市民ニーズ、老朽化が進む公共施設のマネジメントなどに迅速かつ的確に対応する必要があります。今後厳しい財政運営が見込まれております。その対策といたしましては、新たな自主財源の確保など、積極的な行財政改革の断行が求められます。持続可能な財政運営を図りながら、市民が主役のまちづくりの実現に向けて、今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

コロナ禍や物価高騰の影響により、経済的に困窮する方々への生活支援や阿波市の現状に即した市民の望む政策が実施できるよう、阿波市まちづくりミーティングの開催、また職員の人材育成や意識改革、さらには昨年と趣向を変えた職員研修会の開催など、町田市長が掲げているスローガン、みんなでスクラム、市民が主役のまちづくりの実現に向け、着々と推進されているのがよく分かりました。私たち市議会議員も、政策提言もしながら、持続可能な財政運営と活力ある町にますますなっていくことを期待しながら、この質問を終わります。

次の質問、高齢者福祉のさらなる充実強化についてであります。

内閣府の令和5年版高齢社会白書によると、我が国の総人口は令和4年10月1日現在、1億2,495万人となっています。65歳以上人口は3,624万人となり、総人

口に占める割合、高齢化率は29%となっています。徳島県は総人口70万4,000人、65歳以上人口24万6,000人、高齢化率35%となっております。また、阿波市の高齢化率も年々上昇しており、令和5年4月末で38.5%と、徳島県の平均より高い水準で推移しております。高齢社会の到来という社会環境の変化により、自治体を取り巻く状況も大きく変化しています。高齢化の進捗により、福祉サービスの多様化が求められ、行政需要は年々複雑、多様化しています。

このような時代背景を受け、厚生労働省は、2025年、令和7年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。阿波市は、平成17年4月の合併以来、安全で、安心して暮らせるまちづくりを基本理念に掲げ、高齢者の保健福祉事業や介護保険事業による介護サービス、高齢者の生活を支えるための様々な施策に取り組んでおります。

それでは質問に入ります。

1点目の高齢者を取り巻く現状と課題について、2点目の高齢者の見守り体制・生きがいづくりの促進について、併せて稲井健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 坂東議員の一般質問の2問目、高齢者福祉のさらなる充実強化について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のご質問、高齢者を取り巻く現状と課題についてでございますが、全国的な傾向と同様に、阿波市においても人口減少や少子・高齢化が急速に進行しております。住民基本台帳上の総人口は、町村合併時の平成17年度末は4万2,717人で、令和5年7月末現在には3万4,960人となり、7,757人減少しております。高齢化率は平成30年度に35%を超え、以降毎年増加しており、令和5年7月末には38.5%と徳島県の平均より高い水準で推移をしております。今後、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で能力に応じて安心して暮らせるよう、介護予防や健康づくりの大切さを啓発し、健康寿命を延ばしていくことが重要でございます。

また、高齢者の一人暮らしや高齢のみの世帯の増加など、生活環境の変化や介護力の低下が懸念されるため、医療、介護、福祉などの様々なサービスが連携し、介護を必要とす

る高齢者を早期に適切な支援につなげられるよう、地域が支え合う地域包括ケアシステムの体制を充実していくことが課題であると考えております。

次に、2点目のご質問、高齢者の見守り体制・生きがいつくりの促進についてでございますが、高齢化が進むにつれ、認知症の発症リスクが高まると言われております。阿波市地域包括支援センターでは、介護予防普及啓発を行い、介護予防・重度化防止につながる支援に取り組んでおります。また、介護が必要な方や認知症のおそれのある高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、認知症サポーター養成の推進や地域見守りづくりの支援に努めております。地域見守りづくりの支援といたしましては、これまで認知症高齢者見守り事業として見守り協定事業所、協力事業所との連携や、緊急通報体制等整備事業として一人暮らしの高齢者等に対し緊急通報装置を貸与し、緊急連絡等の手段を確保してまいりましたが、令和4年度からは、認知症高齢者見守りネットワーク事業を開始し、認知症高齢者を地域で見守り、行方不明時に早期発見につながるよう、高齢者見守りキーホルダーやシールの配布を行っております。また、徘徊のおそれのある高齢者等のご家族が位置情報サービスによる見守りをする場合に、GPS機器の購入またはレンタルに要した費用の一部を助成する認知症高齢者等見守り支援事業を行っております。

さらに、生活支援体制整備事業では、市民の通いの場として、市内35か所、現在のところ5か所休止中でございますが、サロン活動の支援を行っており、介護予防体操などの出前講座を行うことで、高齢者の閉じ籠もりを予防し、生きがいを持って安心して健康に暮らせるまちを目指しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

詳しく説明をいただき、阿波市の現状がよく分かりました。高齢者が家庭や地域で孤立しないよう、地域の見守りや支え合い、地域とのつながりの場づくり、集いの場を充実させることが重要であると考えます。高齢者が生きがいを持って、安心して健康に暮らせるまちを目指す取組をさらに推進していただくようお願いいたします。

それでは、再問いたします。

消防庁の速報値によると、7月31日から8月6日までの全国の熱中症による救急搬送人員は1万810人でありました。年齢区分別では高齢者が最も多く6,194人、次いで成人3,495人、次いで少年1,059人、乳幼児62人の順となっています。この

ように、熱中症で救急搬送される人のうち、実に半数以上は65歳以上の高齢者となっています。

それでは、3点目の質問、高齢者の熱中症予防対策について、稲井健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 坂東議員の一般質問の2問目、高齢者福祉のさらなる充実強化についての再問、高齢者の熱中症予防対策について答弁をさせていただきます。

初めに、熱中症は、暑い環境下で、体内の熱をうまく逃がすことができなくなる症状で、外出時だけでなく、室内や夜間でも起こることが多く、重症化しやすい特徴がございます。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると環境省から都道府県ごとに発表されます。熱中症警戒アラートが発表された際の本市の取組といたしましては、市民の方へ音声告知機で注意喚起を行っております。特に、高齢者の方に対しましては、暑さを感じにくく、体内の水分が不足し、熱中症になりやすいため、広報あわ7月号におきまして、熱中症の症状や応急処置の方法を掲載し、熱中症予防のための取組の周知を行っております。今後におきましても、広報や音声告知機等でお知らせし、一人一人が熱中症予防に注意していただけるよう周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

近年、夏季の猛暑日の増加とともに、熱中症患者の発生数が増加しています。今後、地球温暖化が進むと、極端に暑い日がより多く発生すると見込まれ、熱中症患者はますます増えていくと予想されております。市民一人一人が常に熱中症予防に心がけ、子どもから大人まで自ら予防対策していけるよう、今後もより一層の取組をお願いいたします。

それでは、再々問いたします。

4点目の高齢者福祉のさらなる充実強化について、町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の2問目の再々問、高齢者福祉のさらなる充実強化について答弁させていただきます。

本年度、厚生労働省から発表されました日本人の平均寿命は、女性が87.09歳、男性が81.05歳となり、前年度と比較して女性が0.49歳、男性が0.42歳下回っ

ているものの、世界の中では女性が第1位、男性が第4位となっておりまして、合計いたしますと世界第1位で、まさに長寿国日本ということで、ちなみに2位はスイスということになっております。しかしながら、重要なことは、平均寿命よりも健康寿命というのがございまして、その差を縮めていくことで、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、包括的な医療や介護を提供できる体制を構築することが重要であると考えております。

さらに、一方では、子どもの出生率の低下により少子・高齢化が進み、介護サービスを必要とする高齢者が増加し、その対応が難しくなる可能性があるとも言われております。また、高齢者などができるだけ安心して住み続けられるよう、医療、介護、福祉などのサービスが連携して提供される地域包括ケアシステムの充実が非常に重要であると考えます。本市では、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う拠点として、地域包括支援センターの機能充実を行い、福祉や介護サービスの情報提供や相談支援、地域交流の場の提供や健康づくりなどに取り組み、支援を必要とする方を支えていく体制づくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、国保データベースシステム等の活用により、医療レセプト、健診、介護レセプトなどのデータを分析して、地域の健康課題を把握し、高齢者一人一人に対応したきめ細やかな保健事業を行ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度実施の高齢者の現状や介護ニーズの把握のためのアンケート調査の結果を踏まえ、現在、第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の達成状況や課題を検討し、第9期計画の策定に向けて準備を進めております。今後におきましても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

高齢者の多様なニーズに対応するには、高齢者と高齢者を支える人をサポートする拠点として設置された地域包括支援センターの担う役割は大変重要であると思われまます。今後は、国や県の動向に注視し、さらなる支援につながる取組をお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで9番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日 8 日、午前 10 時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 35 分 散会